

農村と都市をむすぶ

特集 労働者協同組合法をどう生かすか —生産者協同組合の歴史と諸問題

友田滋夫 杉村めぐる 高橋 巖

柳澤敏勝 李 香淑

農研機構・研究成果報告 谷口郁也

2021年 8 月号 NO.836



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ

二〇二一年八月号（第八三六号）

特集

労働者協同組合法をどう生かすか

—生産者協同組合の歴史と諸問題

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二一年八月一日発行 毎月一回一日発行 第七一卷第八号

農村と都市をむすぶ

頒価二一〇円 送料七五円

全農 東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一
農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三―三三五〇八―四三三〇



雲形池と鶴の噴水（東京・日比谷公園）

日比谷公園は、都会のオアシス、暑い夏の涼を求め木陰で休憩する人々も多い。

この公園は、幕末まで松平肥前守等の屋敷地で、明治初期には陸軍練兵場、その後、1903年6月1日に開園された日本初の「洋式庭園」である。関東大震災や太平洋戦争により改修等が行われたが、写真にある「雲形池」の周辺は当時のまま。池の中にある「鶴の噴水」は銅製で、戦時中の金属回収により台座は石造りになったが、公園の装飾用噴水としては日本で3番目に古いといわれる。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会

（農林行政を考える会）

編集代表
編集委員

谷口信和
服部健安
堀山瀬林
神加小矢
秋安友作

信部健安
信部健安
信部健安
信部健安
信部健安

和司治雄
一充滿
義夫巧

東京大学名誉教授
国際農政研究所代表
早稲田大学名誉教授
農政ジャーナリスト
東京大学名誉教授
静岡農専短大教授
東京大学准教授
宇都宮大学教授
東京大学教授
日本大学准教授
明治大学教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介

アメリカ2018年農業法

2023年まで5年間のアメリカ農業政策のあり方を規定する農業法が成立

- 農業所得の大幅減に対し、不足払いを15%引き上げる
- トランプ政権による農場保護の動きが加速化

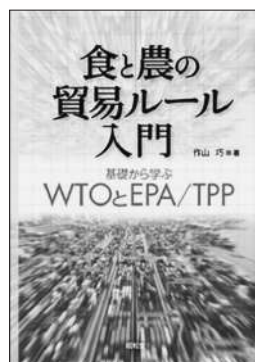
服部信司 著

食と農の貿易ルール入門

一基礎から学ぶWTOとEPA/TPP

WTO、EPA、TPP、FTA、メガFTA—新聞やテレビでは、貿易交渉をめぐってさまざまな言葉が飛び交っている。とっつきにくく感じることも多いニュースを、どうすれば理解できるのか？重要なキーワードのわかりやすい解説や「新聞記事で学ぶ」というコーナーとともに、食や農に関わる人が知っておくべき貿易ルールを基礎から学ぶ。

作山 巧 著



日本のTPP交渉参加の真実

—その政策過程の解明—

TPP交渉への参加は農産品の関税維持に腐心してきた政府にとり大きな方針転換であった。何故に政策大転換が為されたのか。TPP参加協議にも従事した元農水省国際交渉官の著者が歴代7内閣の政策要因・背景を実証的に解明する。

作山 巧 著

◎「アメリカ2018年農業法」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)、「食と農の貿易ルール入門」は昭和堂(TEL075-502-7503)、「日本のTPP交渉参加の真実」は文真堂(TEL03-3202-8480)までお問い合わせください。



日本農業年報64

米生産調整の大転換 —変化の予兆と今後の展望—

日本農業年報65

食と農の羅針盤のあり方を問う
—食料・農業・農村基本計画に寄せて—

編集代表 谷口信和
編集担当 安藤光義

TPP協定の全体像と 日本農業・米国批准問題

農産物の関税引き下げ問題を中心にしつつ、知的財産権、国営企業などのルール分野問題も解明。

服部信司 著



就農への道

多様な選択と定着への支援
堀口健治・堀部篤 編著

就農した若者の色々な事例を参考になるよう紹介しています。農地の手当てから資金調達、販売等、皆さん工夫しています。自分の夢を活かす雇われ就農も、また色々なやり方がある親元就農も記載しました。



暮らしのなかの食と農 64

暮らしのなかの食と農 ②

地域貢献の小水力発電

協調型募金の打破：コスト下げとともに

堀口健治 著



堀口健治 著

◎「米生産調整の大転換」、「食と農の羅針盤のあり方を問う」、「TPP協定の全体像と日本農業・米国批准問題」は農林統計協会(TEL03-3492-2990)にお問い合わせください。「就農への道」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)までお問い合わせください。「地域貢献の小水力発電」は出版社にお問い合わせください。



『今「共同」が創る 2019にいがた協同集会』（新潟県労働者福祉協議会）

新潟県労働者福祉協議会では、労働者協同組合法の早期成立と実効性を求め幾度となく学習会や講演会を開催しています。写真は、2019年11月に「にいがた共同ネット」が主催した『2019にいがた協同集会』の様様。

目 次

特集 労働者協同組合法をどう生かすか 一生産者協同組合の歴史と諸問題

雇用されない働き方

- －「労使関係」の「解消」に向けた課題と可能性－
友田滋夫（4）

労働者自主生産の展望と課題

- －経済分野における民主主義の可能性－杉村めぐる（11）
 広がる社会的連帯経済と労働者協同組合法
 －社会連帯経済、SDGs、労働者協同組合－柳澤敏勝（20）
 スペインにおける労働者協同組合の成立基盤高橋 巖（26）
 韓国協同組合基本法による協同組合の現況と日本への示唆
李^{ヒャンスア} 香淑（33）

農研機構・研究成果報告

- 果樹における品種識別技術の開発谷口郁也（41）

〔時評〕経産官僚亡国論TS（2）

☆表紙写真 「長岡まつり花火大会2019」より （新潟県労働者福祉協議会）
 「農村と都市をむすぶ」2021年8月号（第71巻第8号）通巻第836号

経産官僚亡国論

時評

最近の失政の背後には経産官僚がいる。
その一端を列挙しよう。

本年六月には、東芝の株主総会によって選任された弁護士が公表した報告書で経産省が糾弾された。すなわち、東芝経営陣が経産省と水面下で連携し、外為法に基づく権限発動の可能性を示唆することによって、昨年七月の定時株主総会で「物言う株主」を排除したことが明らかになった。報告書は、株主総会が「公正に運営されたとは言えない」と結論づけた。日本政府は、コーポレート・ガバナンス改革の一環として、中長期的な視点に立った企業と投資家との建設的対話を促してきたにもかかわらず、経産省が東芝経営陣と一体となつて、ガバナンスの要である株主総会の運営をゆがめた責任は重い。

また、本年四月に政府は、二〇一一年に放射能漏れ事故を起こした福島第一原発事故から排出される処理水の海洋放出を決定した。処理水には、人体に有害な放射性物質のトリチウムが含まれていることから、その濃度を国の基準以下に薄めたうえで、二年後をめどに海洋放出を開始するとしている。しかし、風評被害に苦しんできた地元の漁業者らの同意は得ていない。そもそも、二〇

一年の事故発生時に原発を所管していたのは、経産省の原子力安全・保安院で、処理水の海洋放出をせざるを得なくなった責任の一端も経産省にある。

更に、昨年四月に安倍首相（当時）は、再利用可能な布マスクを全世界に二枚ずつ配付する方針を表明した。後に「アベノマスク」と揶揄されるようになる布マスクの配付は、首相官邸の経産省チームの主導で決定された（秋山信一（二〇二〇）『菅義偉とメディア』毎日新聞出版）。その発案者は、経産省出身の事務秘書官である佐伯耕三だった。他方で、全戸配布には約二六〇億円の費用がかかり、開始から二カ月後の昨年六月二〇日ごろに約一億二〇〇万枚の布マスクを配り終えた頃には、既にマスク不足はほぼ解消していた。

このように、失態を重ねる経産官僚の特徴は、「ダブルスタンダード」である。

東芝に関しては、首相官邸の経産官僚が作成した二〇一三年二月の施政方針演説で安倍首相は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指しますと発言し、コーポレート・ガバナンス改革や法人税減税を進めた。「世界で一番企業が活躍しやすい国」であれば、外資による企業買収も自由なはずだが、そうなると、経産省は一転して「日の丸連合」や「経済安全保障」を持ち出し、外資の排除に乗り出す。梶山経産相は、弁護士による報告書

の事実関係に疑問を呈し、独自の調査も拒否した。株主総会で選出された弁護士は、適正なガバナンスの反映だが、自らに都合が悪くなると無視を決め込む。

原発事故に関しては、それ以前から国際原子力機関は、安全要件の一つとして、独立性を有する規制機関の設置を求めていたにもかかわらず、経産省は「規制と利用の分離」に抵抗していた。小泉純一郎元首相は、原発事故から一〇年後の本年三月の記者会見で、経産省に対して「よくぬけぬけと頭のいい経産省の人たちがこういう嘘を言っていたなと。過ちを改めればいいな」と思っているんだけど、まだ改めていないね」と批判した。また、原発事故を受けて、中国、韓国、台湾等の近隣諸国は日本産農林水産物に対する輸入規制を発動し、輸出促進の重大な支障となっている。そうした責任を有する経産官僚が、一次は農水省の食料産業局長に就き、我が物顔で輸出促進対策を指揮するなど偽善に他ならない。

アベノマスクについても、全戸配布に要した約二六〇億円の費用に関して、費用対効果の検証はなされていない。それを発案した首相官邸の経産省チームは、「数字や科学的根拠よりも、イメージや波及効果を重視する発想が顕著で、キャッチフレーズが好き」という（秋山前掲書）。また、経産官僚が主導した「日本再興戦略などの報告書の特徴は、プラン・プラン・プランで分析が

乏しい」ともいわれる（田中秀明（二〇一九）『官僚たちの冬―霞が関復活の処方箋』小学館）。経産官僚は、「エビデンスに基づく政策立案」（EBPM）の旗を振る割には、自分に都合が悪い政策はその対象にしない。

本稿を執筆しているさなかの六月下旬にも、経産省のキャリア官僚二名が、新型コロナウイルス対策の家賃支援給付金を詐取した疑いで逮捕された。二人は慶應高校の同級生で、一名は司法試験にも合格しているという。法曹資格取得の一手手前にいる者が法を犯すのも、ダブルスタンダードの一例だ。それとも、経産官僚という「上級国民」なら、法を犯しても逮捕されなくても思っているのだろうか。自省の補助金を搾取するような人材を採用した経産省幹部の眼力が疑われる。また、こうした「勘違い官僚」が生まれるのは、利他の精神が大原則の公僕とは対照的に、ともすれば利己的で個人プレーを重視する経産省の組織風土と無関係ではあるまい。

なお、本稿で糾弾しているのは、「経産官僚」であって、「経産省の職員」ではない。他の府省と同様に経産省は必要で、大多数の職員は職務に真摯に取り組んでいるに違いない。問題は、一部の幹部官僚やその候補生の言動が、経産省全体の信頼を貶めていることである。「厚顔無恥な経産官僚は退場せよ」。これが良識ある国民の声ではないだろうか。

(TS)

雇用されない働き方

―「労使関係」の「解消」に向けた課題と可能性

日本大学生物資源科学部 友田滋夫

はじめに

二〇二〇年一二月に労働者協同組合法が成立した。働く人々自身が出資し、協同で経営し、協同で仕事に従事する、という組織は、これまでワーカーズコレクティブなどの形で、地域福祉や地域食材を活用した事業などの場で成立してきたが、こうした組織に初めて法人格が与えられることになり、今後、労働者協同組合が活躍する場が広がっていくと考えられる。

しかしながら、労働者協同組合が社会経済の重要な一角を占めるに至るには、多くの課題があると考えられる。

そこで、本特集にあたってまず、現在の労働者協同組合法に則して、「労働者自身が経営する」ことに関わる

若干の問題点の検討をしておくこととする。

労働者協同組合における労働者と使用者の一体性

「労働者自身が所有・経営・管理する」(注1)という点は、他の協同組合と比べた労働者協同組合の独自の特徴であることは言うまでもない。

労働者協同組合と同様、法人格のある協同組合として農業協同組合や生活協同組合があるが、ここでは、「組合員」と、「組合員のために働く労働者」が異なる。ここで組合は使用者であり組合員は使用者集団であり、この使用者集団を代表するものとして組合役員が置かれている。そして組合の従業員自身が当該組合に加入していたとしても、従業員としての立場と組合員としての立場は異なる。従って生協や農協には従業員による労働組合

が成立しうるし、実際に成立している。

これに対して、労働者協同組合では組合員自身が労働者である。このような、「出資者Ⅱ経営者Ⅱ労働者」であるような組織は、従来、農業協同組合法に定められた農事組合法人や中小企業等協同組合法に定められた企業組合等、ごく限られた分野において法的な位置づけが与えられてきた。

とはいえ、農事組合法人や企業組合は「出資者Ⅱ経営者Ⅱ労働者」であることを必須とするものではない。例えば農事組合法人の組合員は、基本的には「農民」という個人ではあるものの、「組合」や「農地中間管理機構」、「当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者」（農業協同組合法第七十二条の十三）といった、法人も含む法的人格が組合員資格を持ちうる。また、企業組合の場合も、組合員はやはり「個人」が基本であるが、「当該企業組合に対し、その事業活動に必要な物資の供給若しくは役務の提供又は施設、設備若しくは技術の提供を行う者」や「当該企業組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供又は技術の提供を受ける者」、「当該企業組合の事業の円滑化に寄与する者」、「投資事業有限責任組合」（中小企業等協同組合法第八条）というように、やはり法人も含む者が組合員資格を持ち

うる。

そして何よりも、農事組合法人も企業組合も組合員以外の従業員を多数雇用することが可能である。農事組合法人（二号法人）の従業員について、農業協同組合法は「従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の三分の二を超えてはならない」（第七十二条の十二）と定めている。また、企業組合の事業従事者について、中小企業等協同組合法は、「企業組合の行う事業に従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならない」（第九条の十一第二項）と定めている。つまり、これら組合では事業に従事する組合員数以上の従事者を外部から雇用することが可能である。

加えて、農業協同組合法第三章「農事組合法人」にも、中小企業等協同組合法にも労働契約という用語が用いられていない。農事組合法人や企業組合の組合員が個人であったとしても、その個人と組合との間での労働契約は必須でなく、これら組合は個人事業主の組合という性格が強いのである。

それゆえ、農事組合法人や企業組合において「出資者Ⅱ経営者Ⅱ労働者」であるような組合は成立はしうるが、「出資者Ⅱ経営者Ⅱ労働者」でなければならぬわけではない。むしろ組合員従事者は総従事者の三分の一

でもよいのであって、例えば五人の組合員役員で九人の従事者を外部雇用するというように、純粋な労働者は組合員外から雇用するという形が可能である。そして、組合は雇用労働者集団ではなく自営業者集団的な性格が強く、この自営業者集団が組合員外の労働者を雇用しているという色彩が強いのである。

従って、これらの組合では「労使関係」が生じうることが前提とされており、その限りでは生協や農協の「組合員」と「従業員」の関係と同じである。

こうした従来の組合に対し、労働者協同組合法は、「組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人」（第六条）と明確に定めている。労働者の組合である以上、「法人」が労働者であることはありえないからである。そして、「組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない」（第八条二項）のであるから、外部雇用を認めてはいるものの、従事者の大部分は組合員でなければならない。労働者協同組合では組合員は使用者であり同時に労働者であるという理念があるので、この理念に沿う形で、外部雇用は少数にとどめ、組合員≡従事者という形に法制度上も近づけたということになる。

労働者と使用者の一体性が持つ可能性

「労働者自身が経営者・使用者である」といった働き方は、今後、地域づくりや都市と農村の共同活動に積極的な役割を果たすと考えられる一方、資本主義社会の中で存立していく以上、いわゆる「トップマネジメント」や「人事考課」といった資本主義的な生産管理システムが叩き出す生産性と、どのように対抗していくのかという大きな課題を持っている。

かつて、「戦後危機」と言われた時代に起こった生産管理闘争において、労働者による経営権の掌握は一時的、部分的なものにとどまった（注2）。また、高度経済成長期を経て現在に至るまでに一部の倒産企業労働組合が取り組んだ労働者自主生産も簡単な道のりではなく、経営者と労働者に再分化していった例も多くみられた（注3）。

市場において営利企業が利益追求競争を行うことによって、新たな価値が創出され、企業の競争力が高まり、人々が豊かになっていくだろうという幻想は、日本も含む多くの国における中間層の没落と貧困化の進行によって崩れつつある。営利企業が社会貢献活動を行うのは、利潤追求競争の限界が当の営利企業や億万長者にも一定程度認識されていることが背景にあるだろう。

とはいえ、いくらそのことを認識しても、営利企業は営利追求から逃れることはできない。だからこそ、その営利活動の場は国境を乗り越えて世界に拡大していく。市場競争はさらに熾烈となり、「安い労働力を含む低コストの国で作ったものを輸入するか、安い労働力を輸入して国内コスト要因も下げつつ国内で作るのか」という

選択をせざるを得なくなる。

他方で国家は国内の労働者と事業者の所得を源泉とする税収が上らなければ、国家の事業を縮小せざるを得ない。そうならないようにすることを理由に、国家は「世界一企業が活動しやすい国」にすることに財政を活用し、そのぶん、貧困化の進行に抗するために必要な分配を行うことを躊躇している。

こうした中で、組織の営利追求そのものを目的とはせず、組合員の利益のために活動する協同組合に対する期待が高まることになる。企業と国家を通じて個々人が利益を得るのは難しくなっているので、個々人が組合員として利益を得て、これら組合相互での、モノやサービスのやり取りに基盤を置く経済社会を構築することによって、各組合が組合員の利益を高めよう、ということである。そして、「労働者自身が所有・経営・管理する協同組合」は「生産自体を組合員が担う」という意味で、こうした経済社会の構築にとって中心的な役割を担いうる

ものであろう。

そして、この組合相互のモノやサービスのやり取りは、外国との貿易も含むものでなければならぬだろう。なぜならば、国外で営利目的で生産されたものを組合が輸入するならば、組合が国外における営利企業の営利活動を支援する側面を持つてしまうからである。

しかし、現代の経済社会の多くの部分は営利企業が担っている。従って、組合は何らかの場面において、営利企業と取引したり、競争したりせざるを得ない。営利企業と競争しようとすれば、営利企業の提供するモノと同じ品質のモノを同じ程度の価格で提供しようとしがちである。意思決定のスピードも求められ役員の裁量権が大きくなっていく。役員の裁量権の拡大は、組合内部における労使の分断をもたらしかねない。

とはいえ、海外に目を向ければ、労働者協同組合的な組織が着実に社会に根を下ろしている国も見られる。こうした国と、自己責任論の跋扈するわが国との違いはどこにあるのだろうか、あるいはまた、我が国において労働者協同組合が力を発揮しているのはどのような方向においてなのだろうか。こうした点が大きな検討課題となる。

労働法体系と協同組合

加えて、協同組合組織の構成が「組合員＝従事者」に近づけば近づくほど、どこまでを労働法の適用範囲にするのか、という問題が生じてくる。農事組合法人や企業組合では制度上、「使用者」と「労働者」が区分されることが前提とされているため、現行労働法体系との整合性を保ちうるが、労働者協同組合ではこの点が問題となる。

労働者協同組合法は、「組合は、その行う事業に従事する組合員」との間で「労働契約を締結しなければならない」（第二〇条）と規定している。しかし、「組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員」については労働契約の締結義務の適用が除外されている。

このことは二つの問題を内包する。一つは、業務執行者や理事が労働法の適用から除外される、ということである。日本労働弁護団が「労働者協同組合法案についての声明」（二〇二〇年三月三〇日）で指摘したように、法案第三条二項四号では「組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有」しなければならぬと規定されていた。逆に言えば、組合員の半数ギリギリまでであれば、業務役員や理事という名目で、組合との労働契約を締結しない組合員を置ける、と

いうことであり、この半数ギリギリまでの組合員は労働法の保護を受けることができない、ということであるが、この法案第三条二項四号は、修正されることなく、そのまま成立法に引き継がれた。

もう一点は、このことの裏返しであるが、組合員が組合と労働契約を締結し、労働法の保護を受けるためには、意思決定及び業務執行を行う「組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う」労働法の適用を受けない組合員と、それ以外の組合員を明確に区分して、保護の対象を後者に限定せざるを得ないということである。このことは、日本労働弁護団の上記声明において、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、及び自らが事業に従事することを基本原理とする組織」という法案第一条の規定について、「それぞれの意見を反映して「事業を行う」ものは、この条文からすれば、主語である「組合員」ということになる」ので、「組合員」全員が労働者ではなく事業者という解釈を生み、労働法による保護が受けられなくなる可能性が指摘されたことに表れている。そして、この指摘も踏まえて、成立した法律では当該部分が「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」と修正された（傍点引用者）。

こうした修正は一面では、日本労働弁護団が危惧した問題を一定改善したことになるが、他面では、そもそも労働者協同組合が「労働者自身が所有・経営・管理する」協同組合であることと整合せず、「労働者＝使用者」であるはずの組合員内部に、「労働法で保護されるもの」と「労働法適用対象外であるもの」の差をもたらす。労働者協同組合は、条文上も、組合内部における労働者と使用者の分裂をもたらし、「労使関係」が再生される動機をはらんでいると言える。

労働法「適用除外」の発想の問題点

こうした労働法の適用除外をめぐる問題の背景には、「使用者は使用者の意思に基づいて業務を行っており、誰かから業務命令を受けて業務をしているわけではないから、自分で自分を保護できるはずである」という発想があると考えられる。

従って、労働者協同組合における労働者と使用者の分裂動機は、組合法制度から内生したものというよりも、「労働法が守るべきは雇用労働者であって、使用者は守らなくてよい」という発想に基づく労働法体系から生まれたものといえる。日本のみならず、多くの国々の労働法体系は、対象とする労働者の範囲に多少の違いはあるものの、労働者を守る法であり、使用者は適用対象外で

ある。そしてこの発想が、「裁量権を持つ労働者は自分自身を守ることができるはずである」という裁量労働制の発想にもつながっている。

ところが実際は、裁量労働適用者はもちろんのこと、営利企業の役員もまた、利益追求の渦中で業務を行い、自らの業務を完全にはコントロールできないのである。

おわりに

このように、現在の労働者協同組合は、営利企業との競争という面でも、労働法との整合性という面でも、協同組合内において労使関係を再生しようとする動機を持っている。そして、過去を振り返れば、戦後の生産管理闘争も、労働者自主生産運動も、そのような動機と直面してきた。争議や倒産といった危機的事態のもとでは、団結精神のもと、労働者集団は民主的決定と平等な分配を行うが、自主生産の真価が問われるのはむしろ、争議が終了し、他社との競争のもとで労働者集団が企業の経営をしていかなければならなくなった段階にある。争議団や労働組合は経営に適した組織とは限らない。しかし経営がうまくいかなければ労働者への分配ができない。経営を優先して使用者と労働者の機能が分化していったり、経営能力の欠如のために組織が衰退していくこともある。そしてこの経営能力の欠如は、現代の女性起業、グ

ループやワークスにも通ずるところがある。労働、経営、所有が一体化した労働者協同組合が、社会的連帯経済の主役となって社会の構造を変革していくうえで、このような経営と労働の関係をいかに処理し、「労使関係」の「消滅」のもとで経営が長期存続するためにどのような工夫が必要なのか、ということをも、実践面で前進しながら検討することが課題となるだろう（注4）。

注1 小関隆志「労働者協同組合」『大原社会問題研究所雑誌 N

o. 五〇〇 二〇〇〇年七月。

注2 たとえば、山本潔は読売新聞第一次争議について、「旧来の

職制機構を切断し、それを麻痺せしめた。しかしながら、

その徹底的破壊のうえに、「闘争委員会」による自主的統制

機構を作り出したものではなかった。」と評価している（山

本潔「読売争議（一九四五・四六年）」『東京大学出版会、一

九七八年、八四ページ）。また、第一次東芝争議（一九四五

～四六年）について、三宅明正は「既存の職制機構の上に

組合がのっかる形で生産管理がとりくまれた」（三宅明正「東

芝争議（一九四五～四六年）」労働争議史研究会編『日本の労

働争議（一九四五～80年）』東京大学出版会、一九九一年、

六六ページ）としている。さらに第一次東芝争議において

は、「最大の困難であった石炭不足も日炭の労働者の温か

い応援で」切りぬけた」（三宅明正「東芝争議（一九四五～

注3

46年）六八ページ）のであるが、第二次東芝争議（一九四九年）においては、経営側の「石炭の購入」を「停止」するという戦術に対して、組合側は生産管理闘争で対抗しようとするが、独自に石炭を調達するための有効な手を打てず、生産管理が瓦解してしまふ（山本潔「東芝争議（一九四九年）」一九八三年、東京大学出版会、一九九二〇五ページ）。

たとえば、杉村めぐるは、労働者自主生産が開始されてから「一定の年月が経過して、事業運営が軌道に乗ってくる（中略）雇う側と雇われる側という労使関係を容認するような意識が出てくるようになる」場合があることを指摘している（杉村めぐる「現代における労働者自主生産運動の特質—自主生産ネットワークの事例から—」『社会政策』第2巻第2号、二〇一〇年、八〇ページ）。

注4

当面の一つの課題は、労働者協同組合の役員に対する労働法の特例適用規定を労働法体系の中に設けることであろう。

労働者自主生産運動の展開と課題 ―経済分野における民主主義の可能性―

日本新聞労働組合連合 政策書記 杉村 めぐる

1. はじめに

近代以降、民主主義は、普遍的正義として人々に歓迎されてきた。現代においても、実質はともかく、多くの国で政治的意思決定は、民主主義的手続きに基づいてなされている。しかし、「民主主義は工場の門まで」と言われるように、私的企業の企業統治体制は、保有株式数に応じた「数の論理」による決議と、代表取締役社長を頂点とするヒエラルキーによる指揮命令が基本となっている。私的企業では、利潤最大化という大義のために、民主主義は捨て去られるのである。

民主的で、水平的な事業運営は、私的企業における「専制主義」へのアンチテーゼとして古くから希求され、実践されてきた。本稿の主題である労働者自主生産運動

も、その文脈のひとつに数えられる。本稿では、労働者自主生産運動の歴史展開に焦点を当てながら、経済分野における民主主義の可能性を展望する。

2. 労働者自主生産運動の展開

1) 労働者自主生産運動とは

労働者自主生産運動（以下、自主生産運動）とは、企業倒産後、労働者ないし労働組合の主導の下で職場を占拠し、事業運営を続けながら争議の解決に向けて闘い、争議解決後も労働者自身の手で事業再建していく、日本の労働運動の一形態のことである。自主生産運動は、争議解決のための非常手段として行われる第一段階と、一事業体として恒常的な事業運営を行うことになる再建後の第二段階に大別される。第一段階では倒産反対争議の

ための闘争資金・生活資金の捻出という観点から生産を行う、手段的性質を帯びている。また、事業運営よりも争議活動の方に時間や人が重点的に配分されることになり、事業運営上の意思決定は十分な議論に基づいて行われることが少ない。これに対して第二段階では、事業運営それ自体が目的となるため、事業体の存続のためには私的企業と同様にビジネスモデルを構想し実行することが要請される。また再建後は労働者事業体としてどのような事業理念の下で意志決定するかが問われざるを得ない。このように、同じ自主生産といっても「非常時」と「平時」では性質と課題は大きく異なる。

自主生産運動の「非常時」から「平時」への移行は、運動主体に認識と役割の転換を迫ることになる。経営から分離された「労働主体」から、労働と経営を担う「事業主体」への転換である。この点に留意しながら、以下、自主生産運動の歴史を考察する。

2) 労働者自主生産運動の歴史

a. 一九七〇年代の労働者自主生産運動

労働者自主生産運動の隆盛を見たのは、一九七〇年代末葉と、二〇〇〇年代初頭である。両時期において共通するのは、深刻な構造不況化において企業倒産件数が急増している点にある。中小企業を中心に企業倒産件数は

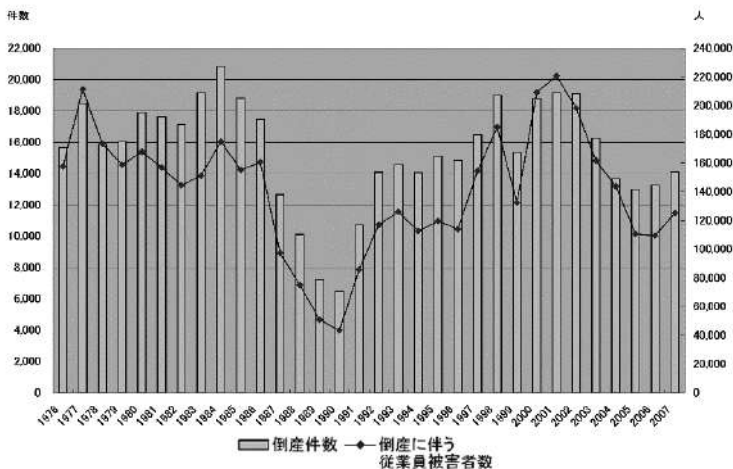
二万件、倒産に伴う失業者は二〇万人を超えた(図1)。

日本の労働市場は、長期雇用を前提しており硬直的であるため、特に中高年者は、求人がほとんどなかった。そうした背景から、一部の中小企業の労働者は、雇用確保を目的に倒産企業の再建を目指したのであった。

結論を先取りすれば、自主生産運動の黎明期であった七〇年代に生まれた事業体の多くは、倒産企業というハンディキャップを乗り越えられず、市場から姿を消した。なぜか。主な要因は、技術の遅れ、労働規律の弛緩、そして事業運営に対する主体性の欠如であった。

たとえば、一九七四年から五年間にわたり自主生産闘争を闘った浜田精機労働組合は、争議解決により、総額三五億円という巨額の解決金を獲得し、この資金を元手に中古印刷機の再生を軸に、断裁機、無線綴機の生産を行う計画を立てて事業再建を目指した。だが、技術の遅れが致命的で、経営は設立当初から非常に厳しく、「一年たって蓋をあけてみたら一億円の赤字で」、それ以降も毎月赤字は続きであった。また、労働規律の弛緩や主体性の欠如も見られた。事業体の代表は、自主生産事業体の運営に関して「ここがむずかしい。つい、なれあいにいなりそうで」「どうも資本家的資質をもった専門家をいれないと、(事業運営は)引用者 むずかしい」とした上で、「(労働者事業体として)引用者 自立するこ

図1 企業倒産件数と従業員被害



とに自信が持てない」と吐露している²⁾。結局、浜田精機労組は、再建からほどなくして事業を清算した。

ほとんどの自主生産事業体が市場から退場したなかで、田中機械労働組合は、七〇年代の自主生産事業体で現在も存続している数少ない事業体のひとつである。田中機械は一九七八年に倒産したが、その後も強力な組合規制力を保持して倒産反対争議、自主生産を行った。しかし、同労組においても、生産設備の老朽化、陳腐化は深刻で、同労組組合員は「とにかくよそなんか新しい機械入れとるやろ。うちで一週間かかるやつなら外注したら三日でできる」と述べている³⁾。田中機械労組は、生産設備や技術の遅れにより、市場競争上厳しい立場に立たされた。しかし、同労組においては強力な組織力、団結力を活力に変えていった。田中機械労組は大阪市港区の地域合同労働組合、港合同の拠点ということもあって、倒産以前から他の支部組合の労働争議の支援を積極的に行っていた。そして、自らも倒産に直面し、自主生産に突入したとき、「受けた連帯は運動で返す」という港合同のモットーのもと、以前に支援した他の支部組合から厚い支援を受けたのであった。すなわち、地域の金属機械メーカーの支部組合が仕事を発注し、田中機械労組の財政を下支えたのである。このように、田中機械労組を中心とした港合同においては、支部組合間での強

固な連帯に基づく相互支援関係を築き上げていくことで、技術の遅れをカバーしていったのである。

港合同Ⅱ田中機械労組は、一年の争議を闘い抜いた結果、労働委員会で総額四〇億円の支払命令を勝ち取り、新たな事業体を設立し再出発を果たした。新事業体となってからは、社会的有用生産物の生産に力をいれ、浄化槽の製造、生ゴミ処理機、廃油ろ過燃料機といった環境保全のための製品や抗がん作用のあるキノコの栽培などの健康食品の製造している。また、発掘した温泉を利用して、地域の人たちの寄り合いの場の設立、温泉の水を利用した地ビールの製造販売など地域に密着した事業運営を展開している⁴⁾。これらの事業は、NPO法人として、労働者の主体性を重んじながら運営している。

七〇年代に勃興した自主生産事業体の多くは、港合同Ⅱ田中機械労組という例外はあるものの、自主生産を争議資金、生活資金捻出のための手段と位置づけていた。

そのため、再建後の労働者事業体としての運営の見通しが不十分であったことは否めない。七〇年代の自主生産事業体は、事業存続や職の確保を重視して、民主的な運営を放棄し、市場に適応しようとするケースが少なくなかった。民主的な運営を目指すとする試みもあったが、それ自体が価値あるものという認識が十分に共有されず、民主的運営に関する知見も不足していたことから、成就しなかった。

概して、自主生産を志した労働組合は、倒産前から経営を蚕食するほど、強力な組織力、団結力を有し、実質的な労働者管理を実現していた。にもかかわらず、再建後はトップダウンによる意思決定を常とし、私的企業と変わらぬ労使関係が発生する事業体も少なくなかった。

労働組合として会社に対峙している時は、組合民主主義の論理と思想を実践できたとしても、事業運営側に転じた際に必ずしも民主的な運営が果たされるとは限らない。民主的な運営のためには、明確な意思を持って組織体制を構築する必要がある。この点が七〇年代の自主生産運動の重要な教訓である。

b. 二〇〇〇年代の自主生産運動

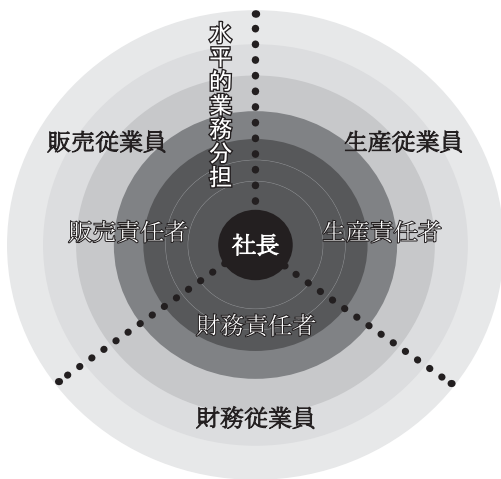
一九七〇年代の自主生産事業体は、市場適応性に乏しく、民主的運営を明確に追求しなかった。そのため、存続条件が整わずに一部の例外を除いて、市場から退場するか、私的企業へと変質していった。二〇〇〇年代の自主生産運動は、七〇年代の運動の反省を生かして事業の存続と民主的な運営の両立を意識的に実践した。具体的には、自主生産事業体のネットワークを構築することを通してである。

自主生産事業体のネットワーク機能は、「自主生産ネ

図2 自主生産事業体の組織構造イメージ

図2-2

ボール型企業組織イメージ



「ネットワーク」（以下、自主生産ネット）という団体を中心に成り立っている。自主生産ネットは、東京都内の地域合同労働組合が中心となって結成された。自主生産ネットに加盟している事業体数は、二〇〇八年九月時点で一三団体（現在は一二団体）。自主生産ネットへの加盟の基本的な条件は、①企業倒産や工場閉鎖から組合主導で再建した会社であること、②毎月の会費の支払いが可能なこと、③自主生産ネットが作成した自主生産企業としての定款に準ずる「自主生産の道」に記載されている項目を満たすこと、がある。

「自主生産の道」では、「事業体構成員全員の出資」「従業員持株制」などとは違って全員平等の決定権（議決権）をもつものとし、決議機関としての全体会を、最低、年一回開催する、「全員の賃金（給与、報酬）を事業体を構成する全員に公開する」、「『組織イメージ図』による日常的運営を行う」ことなどが定められている（図2）。自主生産ネットの代表によると、自主生産企業としての理想的な組織形態は、「どこが上か下か分らないようなボール型のような組織」で、そこでは、社長も一つの業務上の役割に過ぎず、権力的な地位を保証するものではないという⁵⁾。

自主生産事業体は、倒産企業、労働者企業、中小企業という性質を持ち、それらの性質は、市場社会において

大きなハンディキャップとなっている。自主生産ネットワークは、このハンディキャップを克服するために、三つの相互扶助機能を果たしている。コンサルタント機能、ファンデ機能、ジョブネットワーク機能、コーディネート機能である。

一つ目の機能はコンサルタント機能である。自主生産企業の運営はそれまで経営にほとんど関わった経験のない労働者が行うことになるのが常であり、様々な経営上の課題に直面する。そうした課題を一事業体だけで悩むのではなく、事業体全体のものとして共有し、解決の糸口を見出そうとする、経営報告、相談の機会を定例で設けている。それは課題を抱える当事者の不安感の解消につながるだけでなく、参加メンバーにとっても近い将来自らの問題となりえるものであり、有意義であった。

第二の機能はジョブネットワーク機能である。自主生産ネットワークがハブとなってメンバー同士の受発注、製品の共同開発を行っている。象徴的な事例は、車いすを車に乗せる介護用リフトの共同開発である。リフトの開発に関わったメンバーは、KTC、増島テクノス、トワ技研の三社であった。設計と組立をプレス加工メーカーのKTC、本体部分の製造を板金・溶接加工を得意とする空調機メーカーの増島テクノス、リフトの安全装置ストッパー部分を精密部品加工会社のトワ技研がそれぞれ

担当した。結果的には、資金繰りの問題で製品化にこぎつけることはできなかったが、ジョブネットワーク機能の可能性を示す出来事だった。その後も、化粧品会社のハイム化粧品で使用する化粧品容器をKTCが製造したり、中古の業務用冷蔵庫を販売するアール・シーの中古冷蔵庫の修理を増島テクノスが担うなどメンバー間の仕事の受発注が行われている。

第三の機能はコーディネート機能である。前述したとおり、自主生産ネットワークでは、事業体構成員全員が出資し、一人一票制の民主的決議を行うことを推奨している。しかし、自主生産ネットワーク代表によると「日常の運営ではどうしてもピラミッドになってしまふ」「日常の業務として指揮命令があっても、そのことで問題が発生した場合、きちんと意見を言える関係があることが重要。それは『内部告発』できる関係です。そういう役割を自主生産ネットワークが担っている」。労働者による運営である以上、意思決定は民主的であることが望ましいが、厳しい市場競争のなかで生き残っていくためには、時に迅速な意思決定も必要である。しかし、トップダウンが常態となり民主的運営が形骸化しては、労働者事業体とはいえない。自主生産ネットワークは、事業体内で運営のあり方が変質しないよう、チェックし、場合によっては介入する。そうしたコーディネート機能を有している。

以上、自主生産ネットが持つ三つの機能をみた。これらの機能は、民主的な意思決定を基礎としつつ市場社会のなかで生き残るための方策として考案された。実際、自主生産ネットのメンバーは、事業の存続と民主的な運営の両立を明確に意識するに至った。KTCの代表は、「将来は労働者協同組合としてやっていきたい」と考え、再建当初から従業員全員出資と総会での一人一票制による民主的な意思決定を貫いている。また、民主主義には情報の共有化が最も重要との考えから、毎朝のミーティングでは、あらゆる情報を従業員に伝えている⁶⁾。もっとも、KTCの経営は、低位かつ不安定である。そのため労働報酬（賃金）は少なく、長時間労働も頻繁にみられる。同事業体は、二〇〇一年から現在に至るまで二〇年間、自主生産事業体として存続しているが、経営的に大きな成功を収めているとはいえない。他のメンバーも、同様である。

二〇〇〇年代の自主生産運動の特徴は、倒産争議下の手段という労働運動の枠組みを超え、再建後の事業運営を見据え、民主的決定と事業存続の両立を意識し、実践した点にある。そして、それは一定程度達成された。しかし、多くの自主生産事業体において経営的な成功がみられない以上、「自己搾取」といった否定的な評価のそりを免れない。次項では、この点について考察する。

3. 「自己搾取」論を超えて

企業倒産という絶望的な状況に抗い、労働者自らが主体となって職を確保する試みの労働運動としての意義は大きい。倒産前の「専制的」な運営が再建後、民主的な運営へと転回したとすれば、なおのことである。だが一方で、市場競争上の脆弱性を持つ自主生産事業体は、経営上の飛躍は非常に困難である。少なくとも、日本の事例において倒産前の業績のピークを上回り、それにより労働条件の大幅な改善を果たした事業体を私は知らない。自主生産事業体の大多数で、低業績に伴う低賃金と、それをカバーするための長時間労働が常態化している。

したがって、たとえ労働者が企業を再建し、民主的に事業運営を続けたとしても、それにより貧困と長時間労働を再生産させるのであれば、積極的評価をすべきではない、との批判は当然にありうる。J・K・ガルブレイスが唱えた、いわゆる「自己搾取」論からの批判である。自主生産運動は、民主的な運営と事業体の存続だけでなく、ディーセントワークが実現できるだけの高い労働生産性とそれに基づく利潤を得られなければ真の成功とはいえない、私たちはこの主張を真摯に受け止めなければならない。

ではどうすれば、自主生産事業体において民主的な運

営を続けながら経営的成功を獲得しえるだろうか。この問題の解く鍵は、広範な社会的経済セクター間（B to B）、および社会的経済セクターと市民Ⅱ最終消費者間（B to C）のオルタナティブな経済ネットワークの構築にあると考えられる。

前項で自主生産ネットのネットワーク機能についてみてきたが、自主生産事業体のネットワークだけでは質的にも量的にも限界がある。安定した経営につなげるためには、自主生産事業体間だけでなく、労働者協同組合やその他協同組合組織、NPO、社会的企業など社会的経済セクターに属する事業体間まで取引を拡大する必要がある。もっとも、取引のためには事業体間の産業的連関がなければならないが、日本の社会的経済セクターの事業体数は圧倒的に不足しており、現時点では非常に困難である。

そもそも、日本においては、社会的経済セクターに対する補助金や税制上の優遇など制度的な保護がきわめて不十分である。社会的経済セクターの拡大のためには、行政機関による大胆な制度改革が不可欠であろう。

また、自主生産事業体の経営にとって、社会的有用生産物の生産（サービス提供も含む）、透明で民主的な意思決定、ディーセントワークに共感する市民Ⅱ最終消費者の存在もきわめて重要である。価格や利便性など経済

的な基準だけでなく、持続可能な社会や民主主義、人間的らしい労働など、社会的な基準に基づいて消費行動する市民Ⅱ最終消費者をいかに増やし、購買者になってもらうか、このことが自主生産事業体含め社会的経済セクターにとって最も重要な課題のひとつであろう。

4. おわりに

本稿では、経済分野での民主主義の可能性を自主生産運動の展開から考察した。そこで得られた結論は、民主的な運営を継続しつつ「自己搾取」を克服するためには、経営的成功が不可欠であること、そして、経営的成功のためには社会的経済セクターの拡大とネットワークの強化、「社会的」な市民Ⅱ最終消費者の拡大が重要であること、である。

「民主主義は工場の門まで」は、理念的にも経験的にも自明ではない。「民主主義を工場の中にまで浸透させる」。この価値観を共有する人々の連帯の輪の広がりが、より成熟した民主主義社会を実現するための必要条件である。

参考文献

1) 働く仲間の工場祭実行委員会編著（一九八四）『あっしらの汗 輝いています―自主生産・たたかひの現実と展開』労働教育

- センター
- 2) 戸塚文夫ほか「倒産争議と自立再建を考える」(一九八〇)『労働法律旬報』九九・四七—五五
- 3) 浜里幹明 編著(一九九二)『砂をかんでも闘い抜くぞ』全国金属機械労働組合港合同矢賀製作支部発行
- 4) ワーカーズ・コレクティブ調整センター編著(一九九三)『労働者の対案戦略運動—社会的有用生産を求めて』緑風出版
- 5) 杉村めぐる(二〇一〇)『現代における労働者自主生産運動の特質』『社会政策』二(二)・七二—八四
- 6) 杉村めぐる(二〇一一)『労働者自主生産運動の内実』『社会政策』三(二)・八七—九八

広がる社会的連帯経済と労働者協同組合法 — 社会的連帯経済、SDGs、労働者協同組合 —

明治大学 名誉教授 柳澤敏勝

はじめに

新たな協同組合法が成立した。労働者協同組合法である。二〇二〇年二月一日、四二年ぶりの新法であり、協同労働という全く新たな概念を法律の形にしたという特徴を持っている。協同労働とは、働く人々が自ら出資し働く場を作り、共に働き、共に管理運営の主体となるという新たな労働のあり方である。しかしながら、現状で支配的な雇用労働や自己雇用とは異なる働き方であるため現行制度との間に齟齬が生まれ、協同労働の下で働く人々を守るための工夫が求められた。これについては、賛否は別として、労働契約を結び労働者保護法の適用を受けるといふ仕組みが用意されている。もう一つ、大きな特徴は、三人以上の発起人による登記で設立でき

るという点である。行政官庁の許可を前提にしない点で従来の協同組合の設立とは大きく異なる特徴を持っている。わが国でのNPO法でもそうであったし、二〇一二年に制定された韓国の協同組合基本法でも同じ経験を積み重ねているが、新たな法律の制定によって社会的認知度が急速に高まり、多様な労働者協同組合が陸續と設立される可能性が高い。コロナ禍で過酷な条件の下にある今、なおさらである。こうした労働者協同組合が二一世紀初頭の今日の世界でどのような意味を持っているのか、その検討をするのがここでの目的である。

一・双子の組合

労働組合と協同組合、どちらも一九世紀の市場競争万能の社会から必然的に生み出された自発的な助け合いの

仕組みである。近代的な協同組合の出発点とされているのがロッチデール先駆者協同組合であり、マンチェスター近くの町で一八四四年に産声を上げた。同じイギリスで、同じ時期に、初めての安定的な組織としての労働組合が設立されている。合同機械工労働組合である。当時労働貴族とも呼ばれた熟練労働者が設立した組合であるが、安定的でありえたのは市場競争を逆手に取った労働力供給独占とそれを支える相互扶助とを組み込むことができたからであり、一八五一年のことであった。

いずれも資本主義が世界で最も早く進んだイギリスでの出来事であったが、共通しているのは雇われて働く人々が市場での自由競争により強いられる弱肉強食の世界に堪え忍び乗り越えていくための仕組みであり、賃金労働者にとって頼りにできる「助かった」といえる世界であった。その意味で、両者は資本主義が産み落とした双子の兄弟姉妹であった。

その中でも労働者協同組合は、働く場を求める労働者たちにより創られた協同組合であり、資本主義の歴史とともにその歴史も古い。だが残念のことに、「あらゆる種類の協同組合のなかで、おそらく一番複雑で、スムーズかつ成功裡に運営することの難しい協同組合」であったがために多くは挫折しただけでなく、百年前にウェッブ夫妻により生産者協同組合は消費者協同組合に比べ劣

り死滅したと宣言されていたこともあって、長らく目の見えず埋もれた存在であった。しかしながら、信頼性、経営、思想という「三つの危機」に直面した二〇世紀末の協同組合の「将来の選択」の第二優先分野として「生産的労働のための協同組合」が取り上げられたことにより、労働者協同組合は再び注目を浴びるようになった（一九八〇年ICAモスクワ大会での「レイドロー報告」、日本協同組合学会訳『西暦二〇〇〇年における協同組合』一九八九年）。しかも、労働者協同組合が理念的な単なる願望というのではなく、具体的な裏付けを持っていた。そのひとつがモンドラゴン協同組合である。

二．「協同組合の島」

二〇一二年が国連の国際協同組合年であったことを記憶している方もいるであろう。日本でも国連の振興策に応えるために国際協同組合年（IYC）記念全国協議会が発足した。同協議会のデータによると、日本の協同組合の加入者は約六五〇〇万人であり、延べ人数とはいえない総人口の半分強にあたる。また、協同組合陣営の事業規模は約一六兆円にものぼっている。世界の協同組合加入者一〇億人、事業規模二九二兆円（二〇一七年）に照らせば、日本は組合員数で世界の六・五％、事業高で五・五％を占めていることになる。世界の総人口七七億人（二

〇一九年）に占める日本の総人口（一億二六〇〇万人、二〇二〇年）比率一・六％を基にして考えると、日本社会における協同組合の存在がいかに大きいかがわかる。全世帯の三七％が生協を利用し、国民の四人に一人が協同組合共済に加入し、国内預貯金の四分の一が協同組合に預けられている。よく知られているとは言いがたいが、日本は明らかに「協同組合の島」なのである。

だが、それにもかかわらず、存在感はかなり薄い。人々の認識においては、「協同組合の島」に協同組合は存在していないかのようである。例えば全労済協会が二〇一一年以降四回にわたり実施してきた意識調査を通じて言えることは、協同組合の認知度がかなり低いという点である。同調査によれば、各種協同組合の名前を「知っている」あるいは「聞いたことがある」とはいえ、それらが協同組合だとの認識はないに等しい。最も高いのは農協（JA）であり四四％にも上るが、それ以外は概ね三〇％程度であり、低い方だと、医療生協の一八・一％、労働金庫・信用金庫・信用組合の一七・二％である。しかも、協同組合が「民間の営利団体のひとつ」だとする回答が二九・三％であり、非営利だとするのは一九・五％にとどまる（全労済協会『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書（二〇一八年版）』。残念ながら、生協の店舗がスーパーマーケットと同じものとして受け

止められている。

なぜ日本ではこれほどに認知度が低いのか。いくつかのことが考えられる。例えば、国際協同組合同盟（ICA）の協同組合原則（第五原則）で教育・訓練・広報の必要が謳われているが、教育・広報活動が十分ではなかったからだともいえる。他方、協同組合の商品・サービスへのニーズの高さが加入者数に示されているとはいえ、新自由主義に侵され自己責任論に蝕まれた人々の意識の中では、それらが協同の原理に基づいて運営されていることへの理解がまだ薄いからだともいえる。だが、気づかなくとも、どこにでも協同組合が存在しているという事実は重い。

三・国連社会的連帯経済タスクフォースの議論

今世紀に入って世界で急速に広がり始めているのが社会的連帯経済である。この社会的連帯経済は、従来からある社会的経済と一九八〇年代以降広がり始めた連帯経済という考え方から合成された新たな概念だと言って大過ない。社会的経済を最もよく表現しているのが一九八三年に制定されたフランスの社会的経済法である。それによれば社会的経済とは協同組合、共済組合、アソシエーションとから構成される社会および経済の領域のことである。アソシエーションとは同じくフランスで一九〇

一年に制定されたアソシアシオン法で規定された人々の集まりのことである。結社の自由を保障する法律として名高いものであるが、同法でのアソシエーションは利益の分配を目的としない非営利組織と理解されている。

サッチャリズムやレーガノミクスに代表されるように、一九八〇年代以降世界中でとられ始めた新自由主義政策の下、多くの国で格差や矛盾に直面する人々が出始め、従来理解されてきた社会的経済では対応しきれない事態が多発するようになる。このような事態に対して市井の人々による自発的な草の根の自助グループが数多く登場し、かろうじて社会が維持されるようになってきている。ラヴィルは、こうして人々の社会生活が維持されるありようを「連帯経済」と名付け、従来の社会的経済をさらに充実させる存在と捉えた。とくに、連帯経済組織が、格差の是正、マルチステークホルダー型ガバナンス、資源の混合（市場分配、公的再分配、互酬）などによって、これまで以上にコミュニティへの貢献を高めることになるとの議論を展開した（J・L・ラヴィル（北島健一他訳）『連帯経済』生活書院、二〇一二年）。

これに対してリビエッツは、一九八〇年代以降の福祉国家の弱体化に伴って、福祉国家の重要な補完者であった「制度化された」社会的経済、言い換えると「フォーディズムという古典的な賃労働関係の中に『統合』され

ている賃金労働者たちだけに利益をもたらした」社会的経済が化石化し、社会的に不利な立場におかれ、社会的に排除されている人々の新たな社会的ニーズに対応できなくなっていたと分析している。そのうえで、連帯経済は一九八〇年代から九〇年代にかけて社会的経済と競合する関係にあったが、元々、社会的経済と連帯経済とは対立的な概念であったわけではなく、二〇〇〇年代の「本書を執筆している間に」、「社会的」と「連带的」とが統一されて、社会的連帯経済への合意が生まれたとしている。（A・リビエッツ（井上泰夫訳）『サードセクター』藤原書店、二〇一一年）

二〇一三年六月に、社会的連帯経済の認知度を高めることを目的として社会的連帯経済タスクフォースUNTF SSEという組織が国連の中に設置された。今日までに若干の変化はあるが、当初はILOをはじめとする二〇の国連機関とICAなどの三つのNGOによって構成され、翌二〇一四年にはSDGsを謳う「二〇三〇アジェンダ」起草への寄与を目的とした基本方針を公表している（UNTF SSE, *Social and Solidarity Economy and the Challenge of Sustainable Development: A Position Paper in the United Nations Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy*, June 2014）。

この文書によれば、①社会的に有用な明確な目的を持

ち、環境保護目的を合わせ持つことも多いさまざまな組織や事業体の財やサービスの生産に適用されるのが社会的連帯経済であり、②社会的連帯経済組織を導いているのは、協同、連帯、倫理、民主的自主管理などの原則や実践である。そして、③社会的連帯経済に含まれるのは協同組合や社会的企業、自助グループ、コミュニティを基盤とする組織、インフォーマル経済で働く労働者の団体、サービス供給型のNGO、連帯金融などである。なかでも、社会的連帯経済領域の典型は多様な形態の協同組合だと指摘している点は興味深い。

さらには、この間、地球規模での金融危機や気候の変動、貧困、不平等の拡大が続き、従来の成長開発戦略が根本から疑問視されるようになっていっていると分析している。しかし、「従来型の普通のビジネス」(business-as-usual)ではこうした事態に対応できないのであり、そうであるがゆえに二一世紀初頭の今日、人間らしい労働、環境、女性、食糧、健康、金融など八つの領域で社会的連帯経済が重要な役割を担うとしている。

四．SDGsを担う主体は社会的連帯経済

このタスクフォースの議論は日本では全くと言っていいほど振り向かれないが、国際社会ではこの議論の方が一般的と言っているであろう。とくにSDGsの

主たる担い手が社会的連帯経済であり、社会的連帯経済の典型が協同組合だという点である。どういうことか。

二〇一三年にソウルで産声を上げた社会的経済世界フォーラム (G s e f : Global Social Economy Forum) は一四年ソウル、一六年モントリオール、一八年ビルバオと国際会議を開催しているが、直近の一八年ビルバオでは、世界の八四か国から千七百人もの人々が集まり、社会的連帯経済や公的セクターとの連携について議論する場を共有している。ILOやOECDなどの国際機関や大陸間社会的連帯経済推進者ネットワーク (RIPESS) などのNGOも参加したこの会議で「ビルバオ宣言」が採択された。そこでは、①SDGsの実現と持続可能で包摂的かつ弾力ある社会の創造に社会的連帯経済が貢献していること、②社会的連帯経済がSDGs達成の基礎となっているとの認識が国連諸機関や諸政府、市民社会の間で拡大していることが確認されている。

この確認はSDGsを謳う「二〇三〇アジェンダ」と呼応している。周知のように、SDGsとは、二〇一五年九月の国連総会決議に盛り込まれた二〇三〇年までの目標のことであり、きわめて挑戦的なタイトルがついている。「私たちの世界を変える」、である。日本では無視される場合が多いが、それがこの決議のメインタイトルである。サブタイトルが「持続可能な開発のための二〇三

「アジェンダ」となっている (Resolution adopted by the General Assembly on 25 September 2015, Transforming our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development, 21 October 2015)。このアジェンダで提起されたのが一七の持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) である。通常SDGsと言っているのは、この目標のことである。

二〇三〇アジェンダが想定するSDGsの担い手は民間セクターである。ただこの民間セクターは小零細企業から多国籍企業まで多様であり、必ずしも民間非営利組織だとは特定していない。だがこのアジェンダには、協同組合、市民社会組織が説明もなく繰り返し登場している。説明のないことの意味は、タスクフォースの議論を重ね合わせれば理解できる。協同組合等を社会的連帯経済の象徴だと受け止めることができるのであり、さらに「従来型の普通のビジネス」では地球規模での危機に対応できないとすれば、SDGsの担い手は主として社会的連帯経済だと理解することができる。それがビルバオ宣言での確認でもあった。

むすび —労働者協同組合法の意義—

レイドロー報告で第二の優先分野とされた労働者協同組合は、一九九〇年代から今世紀にかけての国際社会に

新たに登場してきた社会的協同組合、社会的企業とともに、今日、社会的連帯経済を構成する重要なアクターとなっている。これらに代表される社会的連帯経済組織は、「ここ数十年の間支配的であった利潤極大化アプローチでかつ企業主導型も多いアプローチとは対照的な開発モデルを指し示している。成長の恩恵がトリクルダウンするであろうこと……を想定するよりも、むしろ人々にとって不可欠のニーズに応じる包摂的な方法で、先取りに資源や剰余を動員し再分配しようとしている」(UNTF SSE前掲書) のである。

一九九〇年代以降世界各国で制定されてきた社会的連帯経済を支援する法律が、遅ればせながら、日本でもようやく生まれたといえる。だがこの間、農協の改編や自主共済の制限など、新自由主義政策が幅を利かせてきたのがわが国であり、法律や政策によって社会的連帯経済を守り育て新たな社会経済システムを構築しようとする一九九〇年代以降の国際社会の動向に足並みをそろえたといえるまでにはまだ時間を要するであろう。とはいえ、コロナ禍の現在、行政でも政治でもなく、人々の自発的な助け合いが大きな役割を果たしている姿を私たちは日々目撃している。これこそが今日の社会的連帯経済の価値を物語っている。労働者協同組合もその一翼を担って出現するであろう。

スペインにおける労働者協同組合の成立基盤

日本大学生物資源科学部教授 高橋 巖

日本の労働者協同組合法制化とスペイン協同組合

日本の協同組合法制の特徴は、①協同組合一般法がなく、農協・生協など事業分野で根拠法・所管官庁が分かれる「タテ割」であること、②諸外国には例が少ない強固な許認可制と指導が存在すること、③労働者が出資しオーナーとなり自ら事業を行う「労働者協同組合（生産・一般協同組合含む。以下「労協」）の根拠法が、必要性は言われながらも存在しなかったこと、にあった。しかし関係者の尽力により、二〇二〇年一二月の臨時国会で「労働者協同組合法（労協法）」がようやく可決成立した。今後、引き続き“COVID-19”下での厳しい経済環境のもとで、許認可ではなく届出で自由に設立し、働く者が自ら事業を民主的に自主管理し多様な活動

ができる労協は、その可能性に多くの期待が集まっている。

一方スペインでは、地域ぐるみで労協を展開する事例として、バスク州の「モンドラゴン協同組合企業（以下「モンドラゴン」）が以前から日本でも著名であり、全国的にみても、協同組合のうち約八割を労協が占めているなど、その隆盛が理解できる。具体例をあげると、IT産業経験のある失業者が複数いるような場合、簡便な届出と各自の少額出資で労協を運営できるため、WEBデザイン、SE、営業など前職経験を生かし、利潤のためでなく生活のためにともに働き、得た利益は応分に分かち合うことが可能なのである。

筆者は、二〇一八年の夏期約三か月間、スペイン・バセロナ大学経済学部の研究滞在した際、一部協同総合

研究所と合同で、バルセロナ市はじめ全国的に労協等を現地調査した。本稿は、そこで得られた成果から、スペインにおける労協の成立基盤を考察し日本における労協展開の検討に資するものである²⁾。但し、新型コロナウイルスで追加調査ができず、状況の変化の把握や一部資料・データの確認が不十分で、未定稿の要素が含まれることを了解いただきたい。

スペイン経済と協同組合・労協

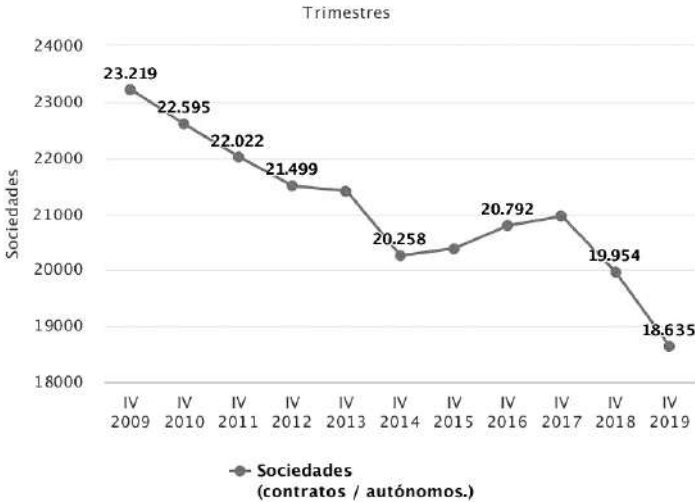
スペイン経済は、一九八六年のEU統合・一九九九年のユーロ導入などを経て、EU圏での労賃水準が相対的に低いことや移民労働もあって順調な経済成長が続いていたが、二〇〇八年のリーマンショックによる経済危機を受け失業率が高止まりする状況になり、若年失業率は二〇一三年に五五・七%に達し、近年でも依然として三〇%前後という高水準な状態にある。注目されるのは、こうした中においても都市等での混乱が表面化していないことである。

バルセロナ市では、活発な労組活動によるストやデモは盛んで、軽微なスリ犯罪などは多発しているが、筆者が一九九九年に短期で訪問した際と比較しても、街は非常に安定しており、夜間に市内の裏道を歩いても不安は全くなかった。以前、日本の外務省は、この背景を「地

下経済（報道によればGDPの二〇%程度に相当）の存在、血縁、地縁による相互扶助関係、一五年続いた好況期の蓄え等が挙げられる」と説明したが³⁾、我々の現地調査でも、失業状態の若者たちが労協などの相互扶助で活動し生活基盤を維持している事例が多数散見されたように、この「地下経済」には、労協などによって「人びとが飢死せず暮らせる相互扶助関係」がセーフティネットとして一定の寄与をしていると考えられる。

スペインでは、一九七八年に制定された現憲法で「協同組合の推進（二二九条）」が明記され、一七州ある各州のうち一六州では「協同組合法」が定められており、二〇一一年には「社会的経済法」が成立するなど、法制的にも協同組合の支援は強固である。事業規模としては、二〇一七年における協同組合の総生産額は約六三・五億ユーロ以上に達し、スペインGDPのうち約一割前後が協同組合を中心とする非営利セクターが担っているとされる。二〇一九年末における全国の協同組合数は、近年の組織合併等で減少しており一八、六三五であるが、協同組合労働者数（社会保障登録ベース）は、約三〇万人以上となっている。この中には、労働者協同組合員も多数含むとみられる。業種別協同組合数では、サービス業（六六・二%）、工業・製造業（一九・二%）、農業（九・九%）、住宅（四・六%）などとなっている。また、

図 スペインにおける協同組合組織数の推移



Highcharts.com

資料) 廣田裕之氏ヒアリング、及びCEPES資料 (2019年)。

<https://www.cepes.es/social/estadisticas&t=cooperativas> (2020年12月20日閲覧確認)

スペインの協同組合数を地域別にみると、最も多いのが近年伸びが著しいアンダルシア州で、次いでカタルーニャ州、バレンシア州の順となっている。

労協成立基盤——1／現代史における集産化と相互扶助の流れ

スペインにおける労協成立基盤の第一に、一九三〇年代内戦時の「集産化」経験との関連性を指摘する声がある⁴⁾。スペインでは、第二共和制下の一九三六年にナチスドイツ・イタリアが支援したフランコ反乱軍によるクーデターと内戦が勃発、一九三九年の反乱軍勝利以降一九七五年のフランコ死去まで、四〇年近く軍事独裁体制が継続した。しかし同時に、一九三〇年代の第二共和制下では協同組合や地域自治活動が隆盛を見せ、特に一九三六―一九三七年頃にはソ連邦型の中央集権的・指令的計画経済を排した「集産化 (Collective)」
 Ⅱ 自主管理型の経済・社会・組織を、バルセロナ(都市)・アンダルシア(農村)などで具体化した経験を持つ。
 二〇世紀初頭のスペインは、フランスやドイツなどと異なり、強固な大土地所有制とそれを支えたカソリック・王権体制のもとでの「没落した帝国主義宗主国」遅れた資本主義国」であって、格差も大きく、労働者・農民は文盲率が高いなど生活・教育水準も低いままだった。

その中で、第一インター（国際労働者協会）バクーニンの派のアナルコ・サンジカリズムによる「CNT（労働者連合）」は、一九世紀末からストなどの直接行動に留まらず、労働者・農民教育と生活支援による組織化を展開し、生産管理や地域自主管理を通じた相互扶助を地域経済・社会において具体化させた。内戦期には、経営者が逃亡した工場等を労働者が自主管理する大規模「集産化」により、一九三七年のCNT組合員数は約一五〇万人に達したとされる⁵⁾。集産化と今日の労協との連続性や関係性は、さらに検証される必要があるが、今日の労協を論じる上でも重要なポイントになることを指摘しておきたい⁶⁾。

労協成立基盤―2／モンドラゴンの経験とその波及・共有

第二は、モンドラゴンの経験である。フランコ独裁体制下のスペインでは、食料生産・生活インフラに不可欠で政権公認だった農漁協や住宅協同組合以外、自主的な協同組合は厳しく規制されていた。数少ない例外の中で傑出していたのが、フランコが認めるカソリック教会の神父・アリスメンディアリエタが主宰するバスク州のモンドラゴンだった⁷⁾。

モンドラゴンは、人道主義に基づく地域の産業興しの

ためのストープ工場設立を嚆矢とし、それが家電メーカー「ファゴール」に発展するとともに、労働人民金庫（信用協同組合）・共済協同組合など金融部門、社会保障協同組合（ラグン・アロ）、スペイン有数の量販店「エロスキ」（生協）など多角的に事業展開し、現在は、技術専門学校や協同組合を学ぶ総合大学まで擁するに至っており、地域全体を一大協同組合産業クラスターに発展させている。その後、グローバル化を進めたファゴールが経営破綻するなど経営危機に遭遇しつつも、今日なお、民主的運営とともに、資本に対する労働の優越と社会変革を目的とする「協同労働の協同組合」を掲げ、スペイン有数の企業体の一つとして事業展開している。モンドラゴンは、独立志向と地域性の強いバスク州の特質に支えられた側面があったとはいえ、フランコ体制のもとでも労協がスペインに根付き、その考えと活動が伝播していったことは、全国的な労協成立と普及の大きな流れとして確認すべきであろう。

労協成立基盤―3／民主的組織運営を保証する徹底した協議

第三は、直接民主的な協議を重視する風土である。我々が調査したバルセロナ市内にある地域有数の協同組合総合病院「SCIAS COOP・バルセロナ病院」は、

利益の相反する利用者（患者）と労働者（医師等）が、ともに組合員となっている協同組合である。このようにスペインでは、労働者が出資する労協だけでなく、異なる立場の組合員が同じ「組合員」としてヨコに広く連帯し、ともに出資し協同組合組織を支える「統合型（Mixta）協同組合」が多い。調査事例の中でも、マイクロクレジット労協「Coop 57」では、支援対象となる「組合員」（貸付を受けるか、自らの判断により資金提供も可能な協同組合、社会的企業等）と、個人もしくは法人で、社会的貸付の資金提供として貯金する「協力組合員」があり、専従職員も出資して「協力組合員」となっている。さらに、消費生協「Abacus Cooperativa」は、消費者組合員だけでなく従業員である労働者も出資する協同組合である。

これは、協同組合の特質を活かした組織運営が行える反面、利害の対立から、時にコンフリクト調整が難航することも予想される。この解決のために行われているのが「徹底した協議」である。バルセロナ病院の例では、総会に先立つ「準備会議」で同じ議題が長時間協議され、一人一票で議決がされるが、準備会議開催回数はバルセロナで七回、郡一五回などに達する。当地の「総会」は日本の農協等の「総代会」と同義と考えられるが、回数や会議時間を見ると、年一回だけ開かれ議論もなく議事

進行する日本によくある総代会とは、様相が大きく異なる。実際筆者は、現地滞在中にバルセロナ市内でタクシ一の無期限大規模ストに直面したが、CNT所属のタクシ一労働組合員の戦術等会議が、市民参加で半ば公開で行われ、延々と議論する様子を垣間見れた。我々のような通りがかりの外国人もその場に参加でき、ストへの意見を述べられるのである。直接民主的な組織運営が「文化」として定着しているスペインの様子を確認することができたが、これは労協に必須な基盤といえる。

労協成立基盤—4／組織の多様性・ネットワーク形成と「ヨコ型組織構造」

第四は、「組織の多様性・ネットワーク形成」と、それによる「ヨコ型組織構造」である。我々の調査事例でも、上記のような利害の異なる「Mixta型」組織に加え、アクティビストによる草の根型の組織・事業からビッグビジネスまでが、同じ「協同組合」として多様な事業・活動を展開しており、しかもこうした組織が各種連合会を形成し「ネットワーク的な関係性」を維持している。これには、州内の協同組合組織の連携や設立支援・コンサル等を担う全国組織「スペイン社会的経済連合会（CEPEs）」などがそれに該当する。すなわち、失業者や社会的弱者から中堅企業労働者までの幅広い層

の組合員が、共同出資によって組織をつくり、それぞれの事業を通して自らの生活と雇用を守ること、また自らの利潤を目的とするのではなく、組合員・地域の生活を守るための非営利事業によって自治・自主管理的な活動の拡がりをつくり、幅広い相互扶助により地域経済に貢献している。

Abacusでは「営利企業と異なる協同組合では、扱う商品の特性や共同購入の提案企画なども単に『売れるもの』ではダメだ。目的をともし働き、事業を持続的に再生産するためには、消費者組合員と労働者が一体になって『何が有用な事業なのか』を考える必要がある、労働者自身も待遇を民主的・主体的に決定していく必要がある。このため、雇用する側／される側とに分かれる一般企業とは異なる労協という組織を選択した」としていた。「協同性の論理」を担保するこうした組織運営は、日本でも大きなヒントとなる。

日本でも、労協法成立を契機に協同組合の「ヨ」のネットワーク強化と「真の改革」を

スペインが、フランコ独裁体制のもとでも協同性と相互扶助を維持し民主化後に花開かせたことを「協同労働の地下水脈が続いていた」と称した関係者がいたが、「地下水脈」でいえば、日本も江戸時代の「頼母子講」や大

原幽学を出すまでもなく、引けを取らないはずである。しかし現代日本の各協同組合は、組織・事業が拡大し、関係者自らが「協同組合の特質」を自覚しない場面も多い。「協同組合間連携」が理想とされながら、協同組合同士は「タテ割り」の弊害で地域では事業競争に晒され、その実現は困難を極めてきた。

しかし、経済環境が一層厳しくなるもとは、既存協同組合の事業・活動（社会的経済）と、労協等が実践する「自らの力で仕事と地域をおこし・つくる事業・活動（連帯経済）」の両者をさらに結びつけ、ヨコに拡がるネットワーク的連携を強化し、協同組合としての有利性を地域に広げる必要がある⁸⁾。そのためには、スペインと日本の環境と成立基盤の差異はあれど、スペイン労協の多様なあり方や開かれた協議を徹底的に重ねる民主的な運営に学ぶべきである。特に労協は、組合員の直接参加と民主的な運営が特に求められる組織形態である。今こそ各協同組合は、この学びを軸に、従来の組織・事業両面の弱点を総括し、官製ではない民主的な「真の協同組合改革」を進めていくことが必要である。

〔注〕

- 1) 高橋巖（二〇二二）「スペインの労働者協同組合」『生活協同組合研究』五四三号、p.p. 四九―五八。

- 2) 本稿は、高橋(二〇二一)のほか、同(二〇二〇)「社会的連帯経済の現段階―スペインと日本の協同組合の比較による―」「人間科学研究」一七号、p.p.二二―四二、同(二〇一九)「社会連帯と協同組合―社会的連帯経済と日本の協同組合の将来―」「協同組合研究」三九巻二号、p.p.二八―三六などの既発表論文を要約・加筆したものである。スペイン労働・協同組合の事例や先行研究の詳細は、これらの論文を参照されたい。
- 3) 外務省(二〇一八)「スペイン王国」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/index.html>(二〇一八・一一・一六閲覧確認)。
- 4) *atuzurproduction*(二〇一四)のDVD「Economía colectiva. La última revolución de Europa」では、内戦当時の関係者証言に基づき、今日の協同組合につながる集産化経済の貴重な実態が記録されている。
- 5) https://en.wikipedia.org/wiki/Confederaci%C3%B3n_Nacional_del_Trabajo(二〇二一・六・三〇閲覧確認)のほか、内戦期の詳細については、川成洋・渡辺雅哉・久保隆編(二〇一八)『スペイン内戦(一九三六―三九)と現在』の出版。なお、かつて一五〇万の組織力を有し共和国政府にも閣僚を送り込んだアナルコ・サンジカリズム労組CNTは、民主化後に復活したが、現在は、①CNT・AIT(第1インター)の流れをくむAIT(IWA)国際労働者協会)スペイン支部)、②独立CNT(CNT・Barcelonaほか)、③CGT、の主要三組織に分かれている。いずれも個別争議等に取り組んでいるが、関係者
- ヒアリングでは、このうち多数派で労働運動として影響力が大きいのはCGTとされる。筆者らが、①②の組合員と交流しヒアリングして確認した今日の組織・運動実態としては、日本でいえば、全国一般や地域コミュニティユニオン、中小争議組合等の労組に近いと考えられる。②の資料 <http://www.cnt.es/>(二〇二一・六・三〇閲覧確認)。
- 6) 我々の調査でも、経済活動の連携による相互扶助事業を展開する草の根型協同組合「カタルーニャ総合協同組合(CIC)」(調査当時の組織名)で、同様の指摘が強調されていた。
- 7) 石塚秀雄(一九九一)『バスク・モンドラゴン―協同組合の町から』彩流社。
- 8) 高橋(二〇二〇)。なお、近年では、二〇一七年三月に、神奈川県内の農林漁業の協同組合、生協、労協、一部信用金庫等の全単協組織まで結集した「神奈川県協同組合連絡協議会(かながわCネット)」が設立され、活発に活動しているという事例があり、各都道府県にもこの動きがようやく波及しつつある。

韓国協同組合基本法による協同組合の現況と日本への示唆

財団法人 iCOOP 協同組合研究所 先任研究員 李^リ 香淑^{ヒャン スク}

1. はじめに

韓国では農業協同組合法（一九五七年制定）、中小企業協同組合法（一九六一年制定）、水産業協同組合法（一九六二年制定）、葉煙草生産協同組合法（一九六三年制定）、信用協同組合法（一九七二年制定）、山林組合法（一九八〇年制定）、セマウル金庫法（一九八二年制定）、消費者生活協同組合法（一九九九年制定）という八つの協同組合法に基づいてのみ協同組合を設立することができた。二〇一二年に協同組合基本法が制定されたことによって五人が集まれば、金融と保険業を除く全ての産業分野において誰もが自由に法人を設立して運営できるよう会社結社の自由が与えられ（世界協同組合の日記念討論会、二〇二〇）、実際のところ、多様な分野において協

同組合が設立できるようになった。

本稿では、韓国の協同組合基本法を概括し、協同組合基本法によって設立された協同組合、社会的協同組合がどのように展開されて活動しているのかを概観する。これを通じて日本の労働者協同組合への示唆を把握したい。

2. 韓国協同組合基本法の概要

1) 韓国協同組合基本法の構成

韓国の協同組合基本法は二〇一二年一月二六日に制定されて二〇一二年二月一日に施行された。構成の体系を見ると、全八章一九条から成る。「第一章総則」、「第二章協同組合」、「第三章協同組合連合会」、「第四章社会的協同組合」、「第五章社会的協同組合連合会」、「第六章

異種協同組合連合会」、「第七章補則」、「第八章罰則」である。そして施行から二〇二一年一月まで計七回にわたって改正された。

2) 協同組合、社会的協同組合の定義

協同組合基本法では、「協同組合とは、財貨又はサービスの購買・生産・販売・提供等を協同で行うことによって組合員の権益を向上させ、地域社会に貢献しようとする事業組織」と定義し、「社会的協同組合とは、協同組合のうち、地域住民の権益・福利の増進に関する事業を遂行したり、脆弱階層に対して社会サービスまたは雇用の場を提供したりするなど、営利を目的としない協同組合」と定義している（第二条）。

3) 協同組合、社会的協同組合の法人格

協同組合・協同組合連合会は法人として社会的協同組合・社会的協同組合連合会は非営利法人とする（第四条）。協同組合を設立しようとする場合は、五人以上の組合員資格を持つ者が発起人となって定款を作成し、創立総会の議決を経た後に主たる事務所の所在地を管轄する市・道知事に届け出て（第一五条）、社会的協同組合を設立する場合は、五人以上の組合員資格を持つ者が発起人となって定款を作成し、創立総会の議決を経た後、

企画財政部長官から認可を受けなければならない（第八条五條）。

4) 協同組合に関する政策

企画財政部長官は協同組合に関する政策を総括し、協同組合の自律的な活動を促進するために基本計画を三年毎に樹立しなければならない、協同組合の活動現況・資金・人材及び経営等に関する実態把握のために二年毎に実態調査を実施しなければならない（第一一条）。毎年七月第一土曜日を協同組合の日と指定し、協同組合の日以前の一週間を協同組合週間と指定して国家と地方自治体は協同組合の日の趣旨に見合った行事等の事業実施に努めなければならない（第一二条）。

5) 他の法律との関係

他の法律に基づいて設立されたり、設立される協同組合については、同法を適用しない（第一三条）。したがって、既存の八つの協同組合法によって設立されたり設立される協同組合については協同組合基本法が適用されない。

協同組合に関しては同法で規定した事項以外は商法の規定を準用し、社会的協同組合に関しては同法で規定した事項以外には民法の規定を準用する（第一四條）。

6) 協同組合の法定積立金と剰余金の配当

協同組合は、剰余金から一〇〇分の一〇以上を法定積立金として積立するようにし（第五〇条）、積立金等を積立した以降は定款で定めるところにより、組合員に剰余金を配当することができる（第五一条）。社会的協同組合は、剰余金の一〇〇分の三〇以上を法定積立金として積立しなければならない（第九七条）、組合員に配当することができない（第九八条）。

7) 協同組合の金融及び保険業禁止、社会的協同組合の少額融資と相互扶助

協同組合は金融及び保険業を禁止（第四五条）している。社会的協同組合は、相互福利の増進のため、主事業以外の事業において、定款で定めるところにより、組合員を対象に納入出資金の総額の限度内で、少額融資と相互扶助を行うことができる。少額融資は納入出資金の総額のうち三分の二を超過できないものとする（第九四条）。

3. 協同組合基本法によって設立された協同組合の現況

1) 協同組合の事業と類型

協同組合が追求する目的、組合員が協同組合に参加する動機、組合員のための協同組合の主な事業によって協同組合モデルが選択できる。協同組合は大きく協同組合と社会的協同組合に分けられ、協同組合の類型には消費者（購入、利用）協同組合、職員協同組合、事業者協同組合、多重利害関係者協同組合がある（企画財政部、二〇一三・三七）。

協同組合は、協同組合の設立目的を達成するために必要な事業を自律的に定款で定めるが、金融業と保険業の営為を行ってはいけない。社会的協同組合の事業は、地域社会の再生、地域経済の活性化、地域住民の權益・福利増進事業、脆弱階層に福祉・医療・環境等の分野において社会サービスを提供する事業、脆弱階層に雇用の場を提供する事業、国家・地方自治体からの委託事業、公益増進に資する事業のうちの一つ以上を主事業とし、主事業は協同組合における全体事業量のうち一〇〇分の四〇以上でなければならない。

2) 協同組合基本法の施行後、協同組合の設立が大幅に増加

二〇二一年六月二一日基準、協同組合基本法によって設立された協同組合の統計をみると、協同組合一七、六一七団体、協同組合連合会九〇団体、社会的協同組合三、

○二六団体、社会的協同組合連合会二〇団体、異種協同組合連合会一団体で、全体で二〇、七五四団体が設立されている²⁾。

3) 実際に運営している協同組合は半分ぐらい

協同組合の設立と運営事項等を把握し、それらを協同組合政策の策定等に活用する目的で二年毎に実態調査が実施されており、第四次協同組合実態調査の結果を見ると、二〇一八年末に届出・認可された協同組合・協同組合連合会は一四、五二六団体であり、第三次調査（二〇一六年末基準、一〇、六一五団体）に比べて三六・八%増加している。このうち二〇一八年に事業を運営している協同組合は七、〇五〇団体である。協同組合が六、一六六団体を占め、社会的協同組合が八四九団体、協同組合連合会は二八団体、社会的協同組合連合会は七団体であった。協同組合のうち、事業者協同組合は四、四八六団体、生産者、消費者、職員のうち、二つ以上のタイプの組合員が集まった多重利害関係者協同組合が一、二四四団体、労働者協同組合とみなせる職員協同組合は二五六団体、消費者協同組合一八〇団体である（企画財政部、二〇二〇）。

4) 第三次実態調査に比べて組合員数、売上高などが増

加したものの、依然として低い水準

組合員数は一組合当たり六七・〇人で、第三次調査（六一・六人）に比べて五・四人増加し、総被雇用者数（賃金労働者十有給型役員）は三一、三三五人で、第三次調査（二〇、四〇九人）に比べて五三・五%増加した。平均被雇用者数は四・四人で、第三次調査（四・〇人）に比べて〇・四人増加、平均の賃金労働者数は三・八人で第三次調査（三・五人）に比べて〇・三人増加した。月平均の賃金は一五八・二万ウォン（約一五・八万円、一ウォン＝〇・一円）で、第三次調査（一三一・三万ウォン）に比べて増加した。平均の資産は二・三億ウォン（第三次調査一・四億ウォン）、出資金は五七百万ウォン（第三次調査四七百万ウォン）、売上高は三・七億ウォンで、第三次調査（二・七億ウォン）に比べて増加した（企画財政部、二〇二〇）。

5) 多様な分野で社会的協同組合の設立

社会的協同組合は、健康な食べ物のために学生や保護者、教職員が組合員となっている学校の売店、児童の保護や健全な育成のための福祉施設である地域児童センター¹⁾、地域の老人介護と福祉事業、障害者を対象にした職業リハビリ施設、太陽光発電を主な事業とするヘッピー（太陽光）発電協同組合など、多様な事業内容で設立さ

れている。保健医療分野協同組合の公共性強化を図って、医療生活協同組合から社会的協同組合へ法人形態を転換した団体もある。組合員が主体となって設立したのではなく、資本を保有する者が医療従事者を雇用して医療生協法人として設立した「類似医療生協」が多かったため、それとの差別化を図る目的が大きかった。

実態調査で明らかになった社会的協同組合の事業類型を見ると、地域事業型（四〇・一％）が一番多く、脆弱階層への社会サービス提供型（二八・六％）、委託事業型（一五・四％）、脆弱階層の雇用型（二三・二％）、公益増進型（一二・七％）の順であった。社会的協同組合の事業分野は学習・教育（二九・二％）が一番高く、仕事づくりなどの社会参加（二一・七％）、社会福祉（八・一％）、文化／芸術／スポーツ（七・二％）、健康医療（五・五％）の順であった（企画財政部、二〇二〇）。

4. 協同組合基本法による職員（労働者）協同組合の現況及び課題

1) 現況の把握が難しい職員（労働者）協同組合

実態調査によると運営している職員協同組合は二五六団体である。事業類型はフリーランサー型（労務士、講師、作家、研究者など）が三八・六％で一番多く、次に勤労脆弱階層の集まり型（障害者、清掃者、代行運転手

など）三〇・七％、既存企業からの転換型（株式会社などから転換）二〇・五％、特殊雇用形態型（貨物車運転士、キャディ、在宅学習講師、保険募集員など）一〇・二％という順であった（アン・ジュヨブ他、二〇一九・一五九）。

しかし協同組合基本法上の類型区分に対する認識の低さと選択の利便性から、職員協同組合としての類型を選択していないが、実際には職員協同組合として運営されている数はそれより多いと推定される（オ・ヨンジュ、二〇一七・七）。代表的な職員協同組合として知られているハッピーブリッジ協同組合³⁾は、「消費者協同組合」として登録されている。家事サービスを提供する労働者で構成された協同組合は、多重利害関係者協同組合または事業者協同組合として登録されている。タクシー運転手たちが主な構成員であるタクシー協同組合は、多重利害関係者協同組合または事業者協同組合として登録されている。講師で構成される同じ形態の協同組合が、ある場合は職員協同組合として、別の場合は事業者協同組合として登録されている（チャン・スングォン他、二〇一八・三六）。

2) 職員（労働者）協同組合の課題

協同組合基本法に基づく職員（労働者）協同組合の課

題をいくつか見てみよう。

第一に、職員（労働者）協同組合に対する再定義が必要である。

一九九〇年代に労働者協同組合が韓国においても出現したが、実際のところ、株式会社や有限会社など商業法人の形式を取ったり、個人事業者が大半であった。その上に事業者登録を行わない場合もあった。しかし、協同組合基本法の制定・施行に伴い、「職員協同組合」という名称で労働者協同組合の存立根拠ができた（キム・ジョンウォン、二〇一六・四六）。しかし職員協同組合を「仕事を提供する協同組合」と狭く規定し、協同組合と雇用関係にはないものの、仕事のために協同組合を設立したフリーランサーや不安定な労働者の協同組合については適切に定義ができていない（チャン・スングォン他、二〇一八・三六）。企画財政部が二〇一三年に発行した「協同組合設立運営手引書」をみると、職員協同組合とは、職員が組合を所有し、管理し、安定した雇用を増やしていくことを目的とする協同組合であると述べて、協同組合基本法の施行令第一〇条を挙げ、職員協同組合とは「組合員の三分の二以上が職員で、組合員である職員が全職員の三分の二以上の協同組合の場合」（企画財政部、二〇一三・四四）と説明している程度である。

第二に、職員（労働者）協同組合を含め、協同組合基

本法によって設立された協同組合の資金調達が困難な状況である。協同組合の資本および売上高は依然として低い水準であり、第四次実態調査でも経営の困難について「資金難」（三三・一％）、「収益モデルの不在」（二二・八％）が最も多かった。最近の協同組合基本法の一部改正（二〇二〇年三月六日国会本会議で成立）により異種協同組合連合会が設立できるようになり、余剰金の配当に優先的な地位を持つものの、選挙権・議決権を持たない優先出資制度が導入された。これにより、協同組合間の連帯を通じて事業が活性化され、資金調達の困難が解消されることを期待した。しかし現在、異種協同組合連合会は協同組合基本法による協同組合と信用協同組合、生活協同組合だけで構成できるように制限されており、信用協同組合も他法人への出資制限のため構成が難しいところである。優先出資制度も、優先出資の発行限度を自己資本の三〇％に制限しているため、実効性が期待できない状況であり、法の改正に向けて努力している（世界協同組合の日記念討論会、二〇二〇）。

第三に、韓国では職員が既存企業を買収して協同組合に転換することに関する法的・制度的環境が外国に比べて劣る状態である。したがって、雇用安定と協同組合の拡大のためには、法制度の補完が欠かせない（パク・ノグン他、二〇一九）。

第四に、職員（労働者）協同組合の運営において民主性と透明性が担保されなければならない。このためには協同組合に関する組合員の理解を高めながら、運営における民主性と透明性の充実を図るべきである。

5. 結びに代えて

冒頭では韓国の協同組合基本法を概括し、協同組合基本法によって設立した協同組合、社会的協同組合がどのように展開され、活動しているのかについて概観した。

ここでは結論に代えて、韓国の協同組合基本法の概要、現況などを通じて、日本の労働者協同組合に与える示唆点をいくつか述べたい。

第一に、日本においてはこれまで労働者協同組合を設立できる法制度が整備されていなかった関係から既存の法人形態を利用した結果、運営に多くの困難を経験してきた。労働者協同組合法が制定されることで労働者協同組合に対する認識が広がり、より多くの労働者協同組合の設立につながる事が期待できる。韓国における労働者協同組合の経験は日本より活発ではなかったが、二〇一二年の協同組合基本法の制定により、職員協同組合だけでなく多様な協同組合が設立できる道が開かれ、実際に多数の協同組合が設立された。

第二に、協同組合の経営と運営面での充実が重要であ

ろう。このためには協同組合自らが力量を強化するための努力が必要であり、資本調達、協同組合間の連帯と協力が可能になるよう、政府の政策作りも必要だろう。

第三に、新に設立される協同組合に対する支援や政策なども必要であるが、企業組合、NPO法人などの形で運営してきたワーカーズコープやワーカーズコレクティブが、労働者協同組合法に基づく労働者協同組合に円滑に転換できるよう、政府の支援が必要であろう。

第四に、日本における労働者協同組合の現場の声に十分に耳を傾け、法制度の改善に反映していくことが必要であろう。韓国協同組合基本法は二〇一二年の施行以後、七回改正されている。韓国では二年毎に実態調査を通じて現況を把握してこれに基づいて三年毎に協同組合の基本計画を立てており、現場の声が法の改正につながるように努力している。

参考文献（韓国語）

アン・ジュヨブ他、「二〇一九年協同組合の実態調査及び政策樹立のための基礎研究」、企画財政部、韓国労働研究院、二〇一九年
オ・ヨンジュ、「労働者協同組合の組合員参加が労働生産性に及ぼす影響」、韓信大学校社会革新経営大学院修士学位論文、二〇一七年

企画財政部、「協同組合設立運営手引書」、二〇一三年

企画財政部、「第四次協同組合実態調査結果」、二〇二〇年
キム・ジョンウォン、「日本労働者協同組合連合会組織化特性の韓
国との比較及び示唆点」、『地域社会研究』、第二四卷第二号、二〇
一六年

世界協同組合の日記念討論会、「協同組合基本法改正の意味と課
題」資料集、主催：共に民主社会の経済委員会、全国協同組合
協議会、二〇二〇年七月一五日開催

チャン・スングォン他、「職員(労働者)協同組合活性化方案研究」、
企画財政部、聖公会大学校産学協力団、二〇一八年

パク・ノグン他、「労働者の企業買収・協同組合転換モデル制度化
方案研究」、企画財政部、韓国外国語大学校産学協力団、二〇一九
年

注：

1 協同組合基本法¹ <https://www.law.go.kr/LSW/lsinfoP.do?eTyd=20210105&lsiSeq=228069#0000>

2 韓国社会的企業振興院協同組合ホームページ² <http://www.coop.go.kr/COOP/>

3 ハッピーブリッジ協同組合は、二〇一三年に株式会社から協
同組合基本法上の協同組合に法人格を転換し、麺類などの外
食商品フランチャイズ事業を展開している。

果樹における品種識別技術の開発

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
果樹茶業研究部門 果樹品種育成研究領域

谷口郁也

はじめに

スーパーや百貨店、果物店などの小売りの現場では一年を通して様々な果実が店頭に並んでいる。国産の多くの果実は品種の名前が表示されて販売されている。これは、日本の消費者は好みに合わせて好きな品種の果実を購入するというニーズによるものと考えられる。日本産の高品質な果実は海外でも高く評価されていて輸出も増加している。特に輸出額が多いのはリンゴ（二〇二〇年輸出額一〇七億円）、ブドウ（二〇二〇年輸出額四一億円）であり、いずれも台湾や香港に向けた輸出が多い（財務省貿易統計）。

日本の果樹品種の能力が高いことは海外でも認識されているため、貴重な日本の品種の種苗が海外に持ち出さ

れて栽培されるケースが生じている。例えば、農研機構が育成したブドウ品種「シャインマスカット」が無断で中国や韓国に持ち出され現地で栽培されているという報道を目にされた読者も多いであろう。

果樹の場合、接ぎ木や挿し木で簡単に増殖できるため、種苗の流出を防ぐことが重要であるが、育成者権侵害が生じてしまった場合、もしくはそれを疑われるケースが生じた場合、迅速に侵害疑義品の品種を識別する必要がある。その際、客観的なデータを迅速に提供できるのがDNAマーカーを用いた品種識別技術である。これまで農研機構果樹茶業研究部門では、果樹において様々な品目でDNAマーカーによる品種識別技術が開発してきた。本稿では、ブドウ、リンゴ、ナシの例を紹介するとともに、今後の展開などについて考察する。

ブドウの品種識別

ブドウ (*Vitis L.*) は、世界的に見るとワイン用ブドウの生産が多いが、国内では生食用が九割程度を占める（農林水産省果樹生産統計及びぶどう用途別仕向け実績調査）。主要な品種は「巨峰」や「ピオーネ」等の黒色大粒品種などに加え、近年は農研機構が育成した「シャインマスカット」が生産量を伸ばしてきている。「シャインマスカット」は前述の通り、中国や韓国に種苗が流出して現地で生産・販売されているが、海外で品種登録されておらず、現地での生産や流通に対して差し止め請求などの対応はできない。しかし、国内では育成者権があるため、逆輸入の阻止等の措置を講じる必要がある。

農研機構果樹茶業研究部門は、福島県農業総合センター果樹研究所と共同して、二塩基モチーフの一四種類の SSR（単正反復配列）マーカーを用いて、六五品種を識別する技術を開発した。この技術は、葉、生果実（軸、果皮及び果肉）及び加工品（レーズン、干しぶどう）で分析が可能である。この技術は対象品種や対象部位の範囲が広いが、二塩基モチーフの SSR マーカーはスタックターバンドが生じやすく、また判定すべきピーク間に大幅な増幅差がみられる場合もあり、正確な遺伝子型決定が困難な場合があるという難点があった。一方、繰り返し

しモチーフが四〜五塩基の SSR マーカーはスタックターバンドが生じにくいため、上記のような難点が少ない。そこで、新たにブドウ品種「マスカット・オブ・アレキサンドリア」と「キャンベルアーリー」について、RNA-seq データを用いて四〜五塩基反復の SSR マーカーを開発し、主要な品種を識別する技術を開発した。この技術は葉及び果実を分析対象部位としており、DNA マーカーを用いた品種識別法の国際標準である ISO 13495「食品―特定の核酸を用いた品種判別法の選定の原則及び妥当性確認のための基準」に基づいた室内妥当性試験により安定性・再現性が確認されている。現在、この技術は、種苗管理センターの品種類似性試験の検査手法に採用されている。

リンゴの品種識別

リンゴ (*Malus Mill.*) は、バラ科ナシ亜科に属する果樹である。国内では、栽培面積、生産量、生産額ともにみかんについて二位の果樹品目となっている（農林水産省耕地及び作付面積統計、果樹生産出荷統計、生産農業所得統計、特産果樹生産動態調査）。国内の栽培品種は、「ふじ」がおよそ五〇%のシェアを占め、「つがる」、「王林」、「ジョナゴールド」、「シナノスイート」がこれに続く。近年、農研機構からは「紅みのり」、「錦秋」、「ロー

ズパール」、「ルビースイート」などの食用の優良品種や台木用品種の「JM系統」など多数の品種が育成され、出願登録されている。また、青森県の「はつみ」、長野県の「シナノリップ」、弘前大学の「HFF33（美紅）」など県や大学からも新品種が育成されている。

「ふじ」については、中国やアメリカなど海外でも広く栽培されており、世界で最も沢山生産されている品種と言われている。日本の品種は世界中で高く評価されているため、新品種については、意図しない海外への流出に十分注意を図る必要がある。

リングにおいても九種類のSSRマーカーを用いて四七品種を識別する技術が開発されており、ブドウの方法と同様にISO 13495に基づいて安定性・再現性が確認され、農研機構種苗管理センターの品種類似性試験で利用されている。

SSRによる品種識別技術は多型の種類の豊富さや判定の正確さで優れた面があるが、分析に高額なDNAシーケンサーが必要であるといった難点もある。より低コストで簡便・迅速に品種識別を行うことが出来る技術としてレトロトランスポゾンの挿入多型を利用したDNAマーカーが挙げられる。レトロトランスポゾンは真核生物のゲノム上に散在し、転移してゲノム上の新たな場所に挿入される。新たな場所に挿入された後は安定して保

持され、コピー数も多い。そのため、ゲノムの特定部位へのレトロトランスポゾンの挿入の有無を様々な品種で特定し、PCR増幅バンドの有無によって検出すればDNAマーカーとして利用できる。この技術はDNAシーケンサーのような高額機器を必要とせず、電気泳動やクロマト法などの比較的低コストで簡易な方法で検出できることから、技術導入のハードルが低い。これまでに農研機構西谷らは、リングについて次世代シーケンサーを用いたアンプリコンシーケンスによりレトロトランスポゾン挿入部位の解析を行い、得られた情報からPCRとアガロースゲル電気泳動で検出できるRBIP (retrotransposon based insertion polymorphism) マーカーを作成し、四八品種を一四マーカーで識別できることを示している。

ナシの品種識別

ニホンナシ (*Pyrus pyrifolia* Nakai) は、リングと同様にバラ科ナシ亜科に属する果樹である。セイヨウナシ (*Pyrus communis* L.)、チュウゴクナシ (*Pyrus bretschneideri* Rehd., *Pyrus ussuriensis* Maxim.) が、ニホンナシと同じナシ属 (*Pyrus* 属) に属している。

日本でのニホンナシの栽培は、総栽培面積一一四〇〇haである（農林水産省耕地及び作付面積統計令和元年デ

ータ)。品種別でみると、平成三〇年度の栽培面積データでは「幸水」が四〇%、「豊水」が二六%、「新高」が九%、「二十世紀」が六%のシェアを占めている。ニホンナシは現状では比較的古い品種が広く栽培されているが、農研機構の「瑞月」、「なるみ」、「はつまる」、福岡県の「玉水」、岡山県の「岡山PER一号」等、新品種も続々育成されてきている。

これまでに農研機構果樹茶業研究部門では、多数のSSRマーカーを開発してニホンナシをはじめとするナシ類の品種識別、遺伝解析に利用してきている。ニホンナシでは品種の親子関係の確認や、両親が不詳となっていた「豊水」の本当の両親を同定することに利用された。

農研機構が開発したニホンナシの最新の品種識別技術もスタックバンドが出にくい四〜五塩基の反復単位を持つSSRマーカーを利用した技術である。開発されたマーカーから正確な遺伝子型の判定が可能な一〇種類のSSRマーカーをピックアップし、二四品種を識別する技術としてまとめ、ISO 13495に基づいた妥当性確認を行った上で農研機構種苗管理センターの品種類似性試験で利用されている。

おわりに

二〇二〇年一月に成立した改正種苗法では、育成者

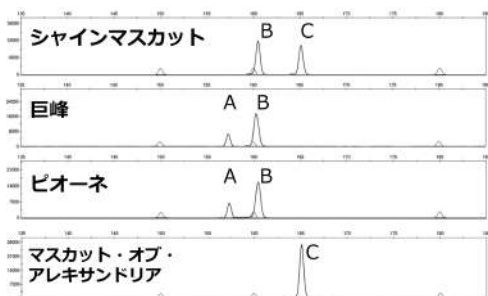
権者は輸出先国を指定することができ、海外持ち出しを全般的に禁止することもできたこととなった。また、国内でも栽培地を制限できる。種苗の流通については登録品種であることの表示が義務化されている。改正された法律制度の下で適切に育成者を保護しながら優良品種を農業現場や流通・消費の場で活用するためにもDNAマーカーによる品種識別技術は有効であると考えられる。

現在でもヒトを含めて様々な生物においてDNA鑑定には、今回紹介した果樹の例と同様にSSRマーカーが利用されており、当面は主要な技術として使われていくだろう。しかし、近年の次世代シーケンサーの技術レベルは飛躍的に向上しており、果樹品目についても多くのゲノム情報、特にゲノムワイドな一塩基多型(SNPs)の情報が蓄積されている。このSNPsを検出する品種識別技術や、さらに将来的には全ゲノム情報を直接分析することにより品種を識別する技術の開発も実現される可能性は十分ある。

果樹は、品目が多岐にわたりゲノム構造も多様である。可食部である果実の物理化学的特性も品目によって異なることから、品目毎にDNAの抽出方法を検討したり、DNAマーカーの開発に取り組んだりする必要がある。

農研機構では、果樹を含む様々な作物のDNAマーカー

ーによる品種識別技術を開発し、その技術情報をウェブサイトで公開している (https://www.naro.go.jp/collab/breed/hinshu_shikibetsu/index.html)。是非参考にされたい。



A、B、Cの表記は各品種の遺伝子型を表す

図 ブドウ果実を用いた品種識別の一例

ブドウ果実より果皮を一部はがし、DNA抽出する。12種類のSSRマーカーについてPCR増幅の後、キャピラリー型DNAシーケンサーを用いてフラグメント解析を行い、得られた遺伝子型データを用いて品種を識別する。

編集後記

開会イベント関係者の相次ぐ辞任・解任という混乱の中で、オリンピックが開幕しました。コロナウィルスの感染拡大に歯止めがからず、ワクチン接種も思うように進まないという状況において、国民の不安と不信を払拭すべき日本政府のマネジメント能力と緊急事態宣言下における一人一人の行動が問われています。

きっと複雑な思いを抱きつつ迎えられたであろう、オリンピック・パラリンピックの成功に向け奮闘されてきた関係者、そして何よりも、最高のパフォーマンスを発揮するため、血のにじむような努力を続けてきたアスリートの方さんにおいては、持っている「技」と「力」を十二分に発揮して頂きたい。また、組織委員会や政府による適切で効果的なフォローアップを切に要望したい。

未だ、中止等を求める声がありますが、兎にも角にもオリンピック・パラリンピックが無事に終わられることを願わずにはいません。

さて、今回は新潟県労働者福祉協議会から提供頂いた写真を掲載しており、表紙には季節感と清涼感のある花火にさせて頂きました。皆さんもご承知のとおり日本三大花火大会の一つ、三尺玉が有名な「長岡まつり花火大会」(8月2・3日)です。この花火大会の起源は古く、遡ること1879年、長岡市千手(せんじゅ)町にある

八幡様祭りと言われています。1945年8月1日の長岡空襲の慰霊として1951年から行われている「長岡まつり」と合わさり今日に至っています。掲載した写真は一昨年の模様で、コロナ禍により昨年に引き続き今年も中止となりましたが、「花火は人々の希望となり復興の象徴」として、例年活用している信濃川河川敷ほか市内10カ所に分散して打ち上げる予定となっています。

なお、本号は超党派の議員連盟が2011通常国会に提出し、12月の第203国会において成立した「労働者協同組合法」がテーマです。実を言うと今回の特集は、先に紹介した新潟県労働者福祉協議会の専務理事である元全農林中央本部組織教宣部長の間英輔さんからの提案がきっかけでした。同協議会がここ数年行ってきた学習会・講演会による気運の高まりが背景と考えています。

掲載した各論文では、生産者協同組合の歴史と諸問題、さらにはスペインや韓国での事例など、今後この法律を「如何に生かすか」を各方面から提起頂いています。そして、今後拡大していくであろう労働者協同組合への期待と課題についても解りやすく述べられています。

働く人々自らが場を作り、そこで働き経営する、いわゆる「協同労働」という、新たな働き方の実効性を高めるべく参考書、学習資料としての活用をお薦めします。

(柴山)